

砥 部 町 議 会  
平成 1 9 年 第 3 回 定 例 会  
会 議 録

平成19年第3回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成19年9月6日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年9月6日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 18 番 三谷喜好	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 栗林政伸 12 番 大野和博 15 番 平岡文男
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の17名		
欠席議員	17 番 玉井啓補		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 収入役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 企画課長 上岡 洋一 税務課長 武智 充吉 民生こども課長 正岡 修平 健康づくり課長 相原 宜紀 生涯学習課長 大野 哲郎 商工観光課長 相田由紀夫 建設課長 萬代 喜正 水道課長 辻 充則	副町長 柳田 稜 教育長 佐野 弘明 広田支所長 丸本 正和 監理財政課長 松下 行吉 住民サービス課長 藤田 正純 生きがい推進課長 大西 潤 学校教育課長 松村 昇二 環境保全課長 日浦 昭二 農林課長 西崎 悟 下水道課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	4 番 土居美智子君 5 番 中村茂君		

平成19年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 研修報告

日程第6 一般質問

平成19年第3回砥部町議会定例会

平成19年9月6日(木)

午前9時30分開会

○議長(栗林政伸) 本日は、玉井議員より欠席の届け出がありました。現在の出席議員は17人です。定足数に達していますので、平成19年第3回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第1 行政報告

○議長(栗林政伸) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 町議会開会ごあいさつの前に、一言お詫びを申し上げます。先般、9月1日付の愛媛新聞の報道でご承知のことと思いますが、愛媛県町村会から交通費を受け取っていた件につきましては、町民の皆様、そして議員の皆様には大変ご迷惑、ご心配をお掛けし、誠に申し訳なく思っております。日頃から金銭に関しましては、特に気を付けてまいりましたが、このような事態を招きましたこと、深く反省をしております。今後、このようなことがないように、十分注意をしてまいりますので、お許しをいただきますようお願いを申し上げます。なお、本日の愛媛新聞で報道されておりますとおり、昨日の愛媛県町長連絡協議会において、公用車利用分については、全額返済することとなりましたので、ご報告を申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、9月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。まず始めに、前砥部町長高市昭次様が、先月急逝されました。町長在任中は、文化会館・図書館の整備、小学校校舎の耐震補強工事、砥部中学校武道場建設、「えひめこどもの城」の誘致など、多くの足跡を残されました。そのご功績をたたえとともに、謹んで心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、今年の夏は、国内で40度を超えるほどの異常な暑さでした。気温が体温を超えると脳の機能が低下し、生命にも影響を及ぼすそうで、多くの方が熱中症で亡くなられました。報道によりますと、北極海の氷の面積が、史上最小になっており、今春、発表されたばかりの「気候変動に関する政府間パネル」の予測より、30年以上も早いペースで、地球温暖化が進行しているそうです。CO2削減は、人類にとって極めて深刻かつ重大な課題になっております。役場においても月1回の、ノーマイカーデーや週1回ノー残業デーを設定し、少しでもエネルギー消費を抑える努力をしていますが、今後、一層強化して取り組まなければならないと考えております。また、地方の反逆ともいえる先の参議院選挙での自民党の惨敗を受け、安倍首相は8月27日、内閣改造を行いました。新閣僚には、スキャンダル等で、メディアを賑わすのではなく、国民の生活、地方や中小企業など、構造改革の犠牲になっている部分に視点を当てた政策を展開しながら、政治に対する国民の信頼回復に努めていただきたいと思います。

思います。

今定例会において、提案させていただきます議案でございますが、報告5件、補正予算に関する議案6件、条例改正その他の議案3件、18年度各会計の決算認定13件について、ご審議をお願い申し上げております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、ご審議をいただき、ご議決・ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、行政報告は副町長が行いますのでよろしくお願い申し上げます。以上、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 柳田副町長。

○副町長（柳田穂） それでは、私の方から6月定例会以降の行政の概要につきましてご報告させていただきます。お手元に行政報告一覧をお配りさせていただいておりますので、それをご覧になりながら聞いていただけたらと思います。まず、6月から8月末までに実施いたしました入札状況についてですが、入札件数は、一般競争入札1件を含め、24件ございました。その入札につきましては、設計金額が、全体で2億6,254万円、契約総額は2億238万円で、設計総額に対する落札率は、77.1%でございます。その内訳ですが、土木、建築工事が16件で、設計総額2億3,779万円に対し、落札額は、1億8,495万円で、その落札率は77.8%でございます。建設コンサルタント委託業務が2件で、1,265万円の設計額に対し、971万円で落札し、落札率は76.8%でございます。物品購入が5件で、設計総額1,072万円に対し落札額772万円で、落札率は、72.0%であります。他に、カラーコピー機のリースについて入札を行いました。予定価格、118万円に対し、総額60円という低い価格の落札となりました。この入札は、不当廉売とは認められないという判断によりまして、契約を締結しております。

次に、工事等の進捗状況でございますが、公共下水道砥部中央幹線管渠敷設工事は、順調に進んでおります。第1工区は、当初発注の508mが貫通しております。8月1日に追加発注しました55m分は、現在発進立坑を築造中でございます。第2工区は、全長385mの内、290mを完了し、進捗率は約75%で、順調に進んでおります。浄化センターの建設工事につきましては、日本下水道事業団と7月29日に公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する年度実施協定を締結し、いよいよ浄化センターの建設に着手することとなっております。また、総津地区農業集落排水事業の処理施設について、流入汚水量増加に伴う処理施設の機能の正常化及び運転管理マニュアル作成のための機能調整工事を、7月9日、ダイキアクシスに発注しました。次に、八倉地区コミュニティー広場整備に伴う住宅解体工事につきましては、6月上旬、有限会社「大野組」に発注し、8月17日に完了しております。また、広場の整備工事につきましては、株式会社「新開発」に発注し、10月末の完成に向けて工事を進めております。町民の森記念碑及び植樹者名板設置工事については、株式会社「洋武建設」に発注し、早期完成に向け、順調に進んでおります。砥部中学校耐力度調査業務は、株式会社四国建築設計事務所に発注し、12月28日までに完了するよう調査を進めています。麻生小学校体育館耐震補強等整備工事につきましては、9月20日の

竣工に向け、工事は順調に進んでおります。既に完成しております体育館内部につきましては、8月末に部分検査を行い、体育の授業には使えるようになっております。以上が工事関係の進捗状況を申し上げます。

次に、廃棄物対策の関係でございますが、8月25日に発生いたしました美化センターの火災につきましては、現場検証が終了した26日から28日にかけて復旧作業を行い、その後の試運転の結果、全装置に異常が無いことが確認されましたので、30日から平常運転に戻っております。今後一層監視体制、チェック体制に万全を期し、再発防止に努めてまいります。次に、ごみ有料化につきましては、6月30日から8月17日までの間、延べ59回にわたりまして、説明会を開催しました。参加総数は3,755名で、有料化の目的、有料化決定までの経緯、有料化に伴う町の対策、ごみ処理の現状、10月からのごみの出し方などについて説明をいたしました。また、8月1日には、指定ごみ袋取扱店28店舗と契約を締結し、9月1日から、新しい「指定ごみ袋」の販売も開始しております。

次に、農林業関係についてですが、米の数量調整の取組み結果につきましては、生産配分量は、460トンで、生産配分面積は、97haでございますが、作付実績面積は85haとなっており、作付実績は生産配分の87.6%でございます。有害鳥獣の捕獲対策につきましては、砥部地区でイノシシ・カラス・サルによる農作物被害があったため、猟友会砥部支部の申請で、6月9日から8月15日までの間、銃による捕獲を行い、イノシシ4頭、カラス50羽を捕獲し、これに対し、14万4,490円を補助しております。なお現在、広田地区でも、10月14日まで、イノシシ・カラスの有害鳥獣捕獲を実施しております。また、松山南部農免農道の計画変更に伴う同意につきましては、砥部町土地改良区総代の協力を頂き、同意者数642名、95.6%の方から同意が得られております。今後は、事業主体であります県が国へ変更申請を行い、平成20年1月頃には、変更後の事業計画の決定がなされる予定でございます。

今月は、健康増進普及月間、障害者雇用促進月間や知的障害福祉月間でもあります。そして、また老人週間や敬老の日があります。健康で長生きしている皆様を、お祝いする月であります。去る7月4日、高市の亀松キミヨ様が満百歳を迎えられましたので、翌7月5日に自宅を訪ね、百歳の祝い品を贈呈させていただいております。

次に、教育振興に多額の寄付を頂きました故池川清宏様のご子息、池川博志様に対し、国から紺綬褒章にかかる遺族追賞が授与されました。9月2日に教育長が神奈川県へ出向いて、伝達を行っております。

以上で、行政の概要について、報告を終わらせていただきます。

○議長（栗林政伸） 行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（栗林政伸） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、

会議規則第118条の規定により、4番土居美智子君、5番中村茂君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（栗林政伸） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る8月27日開催の議会運営委員会において、本日から14日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月14日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

○議長（栗林政伸） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、7月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、9月14日の本会議でお願いします。

次に、議員派遣について、9月4日に、本町中央公民館で開催された平成19年度第2回町議会議員研修会には17名の議員が参加し、「地域の福祉力を高める」及び「地方行財政の構造改革とこれからの市町村行政」についての講演を聴講しました。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 研修報告

○議長（栗林政伸） 日程第5 研修報告を行います。委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） 視察研修報告をおこないます。総務文教常任委員会6名は、7月25日から27日まで、三重県名張市役所において、行政改革、「市民と行政の約束制度について」また、和歌山県紀の川市教育委員会において、「生涯学習のまち宣言について」、視察研修を行いましたので、その概要について報告をさせていただきます。まず、名張市については、昭和29年3月の合併に伴い、市政を施行し、約3万人強でスタートいたしました。昭和38年から住宅開発により人口が増加、昭和55年からの1年間は、対前年比8.4の上昇をみせ、全国一の人口増加率を記録しました。その後も、増加を続け、現在は約8万3千人で推移しています。

さて、本来の市民と行政の約束制度についてであります。行政サービスの内容を市民の皆様に分かりやすく説明するとともに、その成果を市民の皆様にも約束する制度です。共通の指針と部門別の指針で構成し、162項目の約束を定めています。約束の1例を紹介いたします。住民票・印鑑登録証明書の交付については、受付から15分以内に発行します。15分以内に発行できない場合には、前もってお知らせします。また、約束と同時に、市民の皆様へのお願いもいたしております。先ほどの例で申しますと、繁忙期3月、4月等や休日明け日については、多数の方が来庁され、通常より事務処理に時間を要することがありますので、ご了承をお願いしますとの内容であります。異常でお分かりのように、ごく当たり前のことを約束しているということでもあります。しかし、その約束により、職員の意識の向上に伴い質の高い行政サービスの提供につながるということでもあります。ただ、各部により温度差があり、今後の課題だということでもあります。

次に、紀の川市については、岩崎議長より歓迎のあいさつと紀の川市の概要説明がありました。平成17年11月、旧那賀郡6町の内5町が合併して誕生した人口約7万人、西を和歌山市に、北は大阪府に隣接した市であります。職員は、約700名であり、目標は500名にするということでもあります。議会だよりについては、本年6月に第1号、創刊号を発行し、市民の皆様と議会を結ぶ架け橋としての役割を果たしていきたいということでもあります。さて、本年3月議会で「生涯学習のまち紀の川市宣言」が制定されました。「学ぶ、結ぶ、育む」をスローガンに生涯にわたり、自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人とを結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指すということでもあります。1、地域の課題としては、安全安心を実感できるまち、少子化、教育の問題、高齢化の問題。2つ目、行政の課題としては、行政のアプローチ。生涯学習リーダーの要請。生涯学習施設の活用。専門的な職員の配置。以上、地域と行政の重要課題として、両者で共同して解決につなげていくということでもあります。総務文教常任委員会6名全員、活発なる質疑意見等を行い、砥部のまちづくりに向け、決意も新たにしているところであります。以上で研修報告を終わらせていただきます。

○議長（栗林政伸） 土居英昭議会広報調査特別委員長。

○議会広報調査特別委員長（土居英昭） 議会広報調査特別委員会において、8月29日から30日までの2日間、東京のシェンバツハ砂防で開催された第66回町村議会広報研修会に5人で参加し、研修を行いましたので報告いたします。

まず1日目は、『わかりやすい文章表現・表記について』お茶の水女子大学大学院教授の高崎みどり先生より講義を受けました。内容は、分かり易い広報の文章を作る時の心構えとして必要なことは、1つ、想像力を働かせること。2つ、手間と時間をかけ十分推敲すること。3つ、他の広報誌との比較研究をすること。4つ、飽きさせない工夫をすることであり、その心構えを実際の文章に反映させるには、読み手の関心を推測し、中立的・客観的な表現で分かり易い説明をすることが効果的であり、その手法について、実例により良い点、改善した方が良い点について具体的に指導を受



けました。改めて分かり易い説明の文章を書くことの難しさを感じました。続いて、『情報時代に求められる自治体広報について』株式会社宣伝会議編集長田中里沙先生より講義を受けました。内容は専門的な民間の感覚の視点で考えたものであり、なかなかそのレベルに達するのは難しいと思われました。続いて、写真家米美知子先生には、『美しい自然風景の撮り方』についてご自分の作品を紹介しながら、写真を撮るポイントやテクニックについて講義を受け、デジタルカメラを手に持ち、撮るときの機能の上手な利用の仕方について説明をして頂きました。

2日目は、広報コンサルタント深沢徹先生による議会広報のクリニックが行われ、10町村が発行している広報誌を見ながら、具体的に問題点が指摘されました。大変参考になる評価でありました。ただ、昨年講義を受けた広報評論家保坂政和先生とは180度違った考え方もあり、講師により紙面づくりの考え方に違いがあることが良く分かりました。

今回の研修を通して、議会広報作成の難しさを改めて痛感しましたが、講師に本町の議会広報のクリニックをお願いしておりますので、返事が届き次第、委員で検討会を開き、よりよい議会広報誌にしていきたいと決意を新たにしております。いずれにいたしましても、多くの住民に見ていただくことが大切であり、研修の成果を生かし、議会の活動が町民の皆様に分かり易く説明できるよう、更なる努力を重ねてまいりたいと考えます。以上で研修報告を終わります。

○議長（栗林政伸） これで研修報告を終わります。

~~~~~  
日程第6 一般質問

○議長（栗林政伸） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。1番山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は、2点について質問させていただきます。まず、第1番目に、砥部中央幹線管渠敷設工事についてお尋ねします。砥部町では、中央幹線管渠敷設工事の基本設計は、超流バランス工法を採用し、第1期工事はこの工法で到達し、追加工事にかかろうとしています。第2期工事は、ラムサス工法で工事が進められていますが、この工法は、施工実績も悪く、当現場のような土質状況ではあまり採用されていないと聞いています。超流バランス工法と比べ積算単価の安いラムサス工法で工事が出来るのであれば、なぜ基本設計に採用しなかったのか。当初の基本設計の超流バランス工法は、このような土質状況ではよく採用される工法だと聞いています。そういう工法でも実質設計に採用しないのであれば、積算単価も高いのですからから、基本設計は過剰設計と言われても仕方がないと思います。なぜ超流バランス工法からラムサス工法に変わったのか。安ければよいのであれば、追加工事もラムサス工法で施工するべきではなかったのでしょうか。基本設計を採用する際の経済比較資料等あれば提出して頂き、説明をしていただきたいと思います。そし

て、8月21日に頂いた管渠敷設工事推進機と表記のある写真は、現在工事を進めている機械で、使用機器の承認願いで提出された中の写真でしょうか。また、中央幹線管渠敷設工事の説明や資料の中には、泥濃式推進工法としか表示されていません。しかし、この工法の中には、超流バランス工法、ラムサス工法、SSモール工法等いろいろあり、それぞれ積算単価も異なるのに入札の概要説明では、一番重要な工法の説明がないのはなぜでしょう。併せて下水道課長のご所見をお伺いします。

2番目に設計と入札制度についてお尋ねします。現在の不況の中では、指名入札で出来る公共事業は、地元指名業者の入札による仕事の発注をより一層拡充させなければならないと思います。砥部町では、工事の細分化による分割発注を視野に入れた地元業者優先の取り組みはできないのでしょうか。このようなことを町理事者や私達が言うとすぐに業者との癒着や談合とか公平さを欠くとか批判が出ると思います。町の活力を落とさないためにも、町内業者育成のためにも、なんらかの方策が必要ではないでしょうか。また、一般競争入札制度は、適正な工事を進めるためには必要でしょうが、点数制度とか何億円以上の工事の実績とかいろいろ制約があり、大手ゼネコンに有利なだけで、逆に地元業者をしめつけている感じがします。現在の一般競争入札制度は、施工実績等が重視され今後も地元業者は実績不足で入札に参加できないことが多いと思われます。それならば金額の大きな入札は、JV入札を実施してはどうでしょうか。これなら地元業者が実績をつくる事も可能ではないでしょうか。2つの制度を利用すれば地域の活性化にもつながると思います。町長のご所見をお伺いします。以上で終わります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山口議員のご質問にお答えします。まず、砥部中央幹線管渠敷設工事についてのご質問でございますが、先ほども行政報告でも申し上げましたように砥部中央幹線管渠敷設工事の第1工区と第2工区は順調に工事が進んでおります。推進工事の工法選択につきましては、下水道の管渠工事を行う場合、まず、認可区域内全体の管渠基本設計を作成し、ルート、勾配、そして開削工事・推進工事等の概略工法を検討します。次にこれを基に実際に施工する場所の詳細設計を作成し、この時点で推進工事の工法も確定されることとなっており、本町もこの手順に沿って設計し、施工しているものでございます。推進工事の工法選択については、専門的な内容となりますので、担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひします。

次に、一般競争入札につきましては、談合が大きな社会問題となっている昨今ですので、今後は一般競争入札が増えるものと思います。現在、当町では1億円以上ですが、既に松山市では、3千万円以上は、一般競争入札を行っています。また、愛媛県においても、来年度から800万円以上が一般競争入札となります。今後当町も、時代のすう勢でもあり、地域要件などを考慮に入れながら、順次対象を広げていかざるを得ないと考えております。次に、地元業者とのJVを義務付けることについては、今後の検討課題とは思いますが、すべての工事について、一律に義務付けることは出来ないと考えています。以上、ご質問の趣旨には十分ではありませんが、今までも地

元業者さんに配慮しておりますし、今後も育成に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解ください。以上で、山口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、建設工事の設計手順を申し上げますと、基本設計、全体計画とも申し上げますが、これをまず策定いたします。そして、次に基本設計を行いまして、詳細設計を経まして入札という流れになるものでございます。祇部中央幹線管渠敷設工事につきましては、全体計画区域が、447haあるわけでございますが、この内、まず認可区域98.8haの管渠基本設計を実施しているものでございます。この基本設計で認可区域内の管渠を流下させる路線を決定いたしまして、各管渠に流入する汚水量を計算した上、管渠の管径、大きさです。そして、勾配、幹線と支線、枝線の決定、概略管渠敷設工法、補助対象路線の区分等を検討しておるものでございます。そして、管渠敷設工法につきましては、町道部、県道部、国道部等を開削工法で行うか、推進工法で行うかの概略工法を検討しておるものでございます。国道33号の高架下の拾町交差点から浄化センター入り口までの県道部は、管径800mmの推進工事で施工する計画となっております。概略工法の検討は、本来ここまででございますが、参考資料といたしまして、管径が800mmの場合は、大口径管推進工法に該当し、刃口推進工法、泥濃式推進工法、泥土圧式推進工法、泥水式推進工法の4工法があるというようなことを示されておるものでございます。次に、基本設計の成果を基に施工区間を確定いたしまして、第1工区と第2工区の詳細設計を行っております。詳細設計におきましては、管渠ルートของボーリング調査を実施いたしまして、この結果を基に設計図書を作成し、推進工事の工法を決定いたしております。推進工法は、ボーリング調査で得られた土質条件、礫率、N値、透水係数、最大玉石径、地下水位及び施工場所となる発進坑、到達坑の位置、工事延長等を考慮し、品質確保ができて、かつ、最も経済的な工法を採用し、設計書に反映しなければならないこととなっております。この結果、第1工区、第2工区とも泥濃式推進工法となりまして、泥濃式の中で第1工区は、超流バランス工法、第2工区は、ラムサス工法が最も経済的であることから設計計上いたしたものでございます。なお、8月1日に議決いただきました第1工区の追加工事の推進工事につきましても、新たな工法で別発注する方法、また、第1工区に新たな工法で追加発注する方法と第1工区の超流バランス工法の資機材を引き続き使用する方法の3通りの比較検討を行いまして、第1工区の資機材を引き続き使用の方が最も経済的であるという結果によりまして、追加工事部分も超流バランス工法になったわけでございます。また、本町が一般競争入札を行う場合は、公告しなければなりません。この中で工事概要を示してございまして、第1工区、第2工区の工事概要は、議員さんご指摘のとおり推進工事の泥濃式とのみ表記をしておるものでございます。これは、今回の第1・第2工区とも泥濃式推進工法の中で一番経済的な工法で設計計上してございまして、泥濃式は複数の工法が施工可能な状況の中で、超流バランス工法やラムサス工法などの特定の工法を限定いたしますと施行業者の限定にも

なりかねないことから公表ができないわけでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、推進工事の工法選定の流れにつきましては、お手元に資料を配付させていただいておりますので、参考にいただければと思うものでございます。以上で山口議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 山口元之君。

○1番（山口元之） 下水道課長からの答弁で、少し追加させて聞いてみたいと思います。私も、物覚えが悪いので、大体予想して書いてきているので、それをちょっと読みながらやらしてもらったと思います。まず、最初に基本設計の時に、基本設計の段階で、ラムサス工法には、それができるかという問い合わせはしたそうです。そしたら、それはできないという返事で、超流バランス工法を採用してやったという話を聞きました。だったら、基本計画に沿った工事を1期、2期とやっていくのが、普通考えられるやり方であると思うんです。基本設計と異なるラムサス工法をしたということは、ラムサス工法の技術的な根拠とか、この工法は、実績が悪いため、採用を見合わせるところもたくさんあると、そして、この近隣では、ほとんど成功例がないというような事実は、把握しているのでしょうか。人によったら、そういう工法ではなかなか難しいから、本当にラムサス工法でやっているんかというような疑問を持たれる方も多いと思います。やっぱりそれは、このあたりでもなかなかやったことのない工法を採用したから、そういう声が出るんであって、やはり、公共事業であれば、そういう疑惑を払拭するためにも、一応、ラムサス工法協会にこれを聞いて、本当の機械の導入があったかどうか、町としては、確かめる必要があるのではなかろうかと、私は、思うんですけれども。そして、次に、写真の件なんですけれども、承認願いの出た二期工事の写真なんですか。これ。間違いないですか。2期工事の写真なんです。それであればですね、こういう承認願いの出た実際の写真は、現場で担当者立ち会いの元で撮る写真じゃないですか。この写真は、なんか、私も現場に行ったんですけれども、現場の写真と思えんし、ちゃんとした、どういう工法ですとか、どういう経緯で入っていくとかいう確認もできてないんですかね。その点は、いかがなんでしょうかね。推進機は、中へ入ってしまえば、なにがなにか分からんと思うんです。そのためには、そしたら写真のそういう説明がないのであれば、ちゃんと担当者は、入って行って、入るのを確認しているんですか。それもお答え願えたらと思います。そして、追加工事の件なんですけど、浄化センターの土木建設工事の設計は、3月にできていますよね。そして、工事は、19年度末から始まることは分かっていたはず。計画から考えれば、もっと前から分かっていたと思うんですけど、なぜ管渠工事が始まる時に設計に入れてなかったのか、そうすれば、そういう追加工事とか無駄も省けると思うんです。そして、管渠の最終は、浄化センターの柵につながるということも十分分かっていると思います。そして、この縦穴も、センターの柵と一緒につながるんだから、一緒に縦穴の工事をすればよいということは予測ができたと思うんです。この予測を考えれば、センターの柵の位置が決まり、管渠工事が終わってから、センターの土木工事に入れば、十分間に合うことだと思います。そういう建設

工事を始める計画は、立ててなかったのですかね。そして、追加工事をするにしてもですよ、すぐに供用開始をするわけでもない。浄化センターの工事の開始を延ばしても、なんの差し障りもないと思います。やっぱり、公平さを保つためにも、地域の業者の実績を作る可能性もあるのだから、適正な入札をすべきではなかったのでしょうかね。まあ、そういうことは、議決されたことを今さら言ってもしょうがないと思いますが、これも委員会でもっと検討する必要があるのではないのでしょうかね。やっぱり事業や工事は、各委員会で技術的なこと、なぜ必要なのかといった内容の説明はありますが、今行われているような特殊な工事や専門的知識のいる事業に対しては、やっぱり担当者も理解するのはなかなか難しいと思います。そのためには、やっぱり専門的知識がある第三者も、専門的にチェックしてもらうことも必要なんではないかと思えます。そして、最後の工法の説明がなかったということで、今質問しましたら、課長は、これは、公表する必要がないと言われましたね。超流バランス工法、ラムサス工法、工法を公表することがないと、積算単価が違うのになんで、公表することができんですか。業者は、設計図を見たらどの設計か分かると言いますよ。こういう説明がないのは、担当者の認識不足か、私らに言っても分からんから言わんでもええとか、また、いろんな事情があって言わんのかというようなかんぐりもせざるをえんようになってきます。やはり、我々議員としては、チェック機関としての活動が必要ですから、こういう説明不足とかいうことがあれば、本当のチェックも出来ない状況になります。本来議員の仕事であるチェック機関として、また、住民の方にも信頼されるチェック機関としての役割を我々が十分果たすためには、説明責任を果たしていただき、開かれた町政運営のためにも互いの協力が必要だと思います。どのようにお考えでしょうか、下水道課長の答弁をお願いします。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。基本設計は、管渠を流下させる路線を決定し、各管渠に流入する汚水量を計算した上、管渠の管径、勾配、具体的に言いますと、上原町から浄化センターまでスムーズな自然流下で汚水を流せる勾配のことです。そして、幹線と支線の決定、補助対象路線の区分、国道部、県道部、町道部を開削工法でいくか推進工法でいくかの概略管渠敷設工法等を検討する設計です。

基本設計の参考資料といたしまして、従来はこの開削推進の比較で終わるわけですが、推進の工法の中に4つの工法があるということの参考資料として、基本設計で計画していただいているものでございます。これにつきましては、あくまでも露出調査等いたしておりませんので、一般的な比較をいたしております。今回、詳細設計で具体的にボーリング調査をいたしまして、先ほど申しあげました土質でございますとか、玉石の大きさ、地下水位等によりまして、工法の決定をいたしております。したがって、詳細設計で始めて工法が、第1工区が超流バランス、そして2工区がラムサス工法となったものでございます。そして先ほどお渡しいただきました写真の検査の件でございますが、これにつきましては、この写真には、ちょうど私ども下

水道課の職員も行って立ち会ったところでございまして、検査の時の写真を使っているのではなく、一般的なシールド機を撮った写真でございまして、検査時には、私どもの監督員と私も同行いたしまして、この機械を確認いたしております。そして、現地へ搬入された時にも、監督員、それと設計監理をお願いしておりますコンサルさんと一緒に立ち会いをして、搬入をしておるということでございます。それと、追加工事の件でございますが、これにつきましては、第1工区発注時点では、当初、追加区間5.5mの区間につきましては、マンホールポンプ槽の位置が確定をしていなかったということで、1工区に含めていなかったわけでございます。今回、追加工事区間を第1工区に含めまして、マンホールポンプと管渠工事を一緒にするという事でやりますとコスト削減を図れるということで、下水道事業団との調整が取れまして、工事を行うこととしたわけでございます。そこには、まず、ご承知のように工事予算の執行につきましては、効率性、経済的にしなければならないという大前提がございます。そして、コスト削減を図る必要がございます、今回の追加工事の発信坑と事業団が浄化センターで築造するマンホールポンプ槽を兼用するという事で、経費の削減を図るということになりました。それと、もう一つ、浄化センターのマンホールポンプ槽につきましては、平成20年の2月末までに完成することが条件となっております、これを追加工事のうち、発信坑を本年11月までに下水道事業団に引継ぎをしなければならないという制約がございます。これを11月までにできるということは、1工区の工事に追加発注する方法が工期的にも間に合うし、当初の請負率で契約できるということで、経済的になるということで、お願いをしたものでございます。それと、専門的技術者のチェックをしておるのかとのご質問でございますが、これにつきましては、今回の推進工事につきましては、本町も技術職員はございません。そのために、専門の業者さんをお願いをいたしまして、工事の設計・施工監理をお願いして、チェックをしていただいております。それと、工法の公表の関係でございますが、これにつきましては、ご承知のように公告の中で、設計図書の販売をいたしております。それと、設計図書を買わなくても、図書の閲覧をいたしておりますので、そちらの方に来て、見ていただければ、本町が設計している工法が、超流バランスでありますとか、ラムサスとかいうのは、見ていただければ、分かるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 山口元之君。

○1番（山口元之） もう一回だけですかね。もう一回あるんですかね。ラストチャンス。先に言うの忘れておったんですが、続けて言います。今、東岡課長に説明をいただいたのですが、私が聞こうとすることとちょっとずれているような感じがしていかないので、もしよければ、もう一回、下水道委員会とか、産建委員会で話し合いをさせていただきたいと思っております。それとですね、入札制度の再度の質問なんですけど、公共下水道事業もこれから地元業者ができる仕事がたくさんあると思っております。その時に、地元業者優先で実施していただきたい。例えば、麻生小学校の体育館の工事でも入札制度で地元業者は1社も入れない。監理財政課では、地元が参加できるよ

うな考慮とか、JV入札等の視野はなかったんでしょうか。また、他の工事でも実績がなければ指名できないのであれば、今後一切入札に参加することができなくなるのではないのでしょうか。財政事情が厳しい中で、安く工事が出来れば、町財政は助かりますが、そのために、安ければ、大手業者の参入も良しとする、そういう考え方でいいんでしょうかね。ある業者の方は、町のことは、もうええんよ。言うたってどうにもならん。そういうような夢も希望も期待もないような言葉が返ってくる業者があります。この大事業が始まっている時に、町離れのような言葉が出る状況でいいんでしょうかね。今企業努力だけではどうにもならないことが多い中で、町の理事者や議会も含め、やはり適正な指名入札制度や町内でも実績が作れる工事などの話し合いができる特別委員会などの設置を設けてもらったらと思います。そして、最後に、いろんな嫌なことやきつい言葉を申し上げましたけど、この事業の始まりから説明不足や疑いの目で見られるような事業では、先行きやはり不安になると思います。私たちは、公共下水道の開始を議決したんですから、成功さす責任があると思います。今までは、処理場のことばかり見ていましたけれども、これからは安全で確実に工事が進むようにとか、一軒でも加入者を増やす方法とか、事業全体が見えるような目を持っていかなければならないと思います。また、財政面でも、町民の方にはかなりの迷惑と負担が掛かります。監理財政課は、少しでも町民が潤うような方策を考えていかなければならないのではないのでしょうか。この事業は、町と町民が一体となり協力し成功させなければ、やはり町の存亡にもかかわる大事業です。そのためには、議員や、理事者、職員は、地元や町民と共に生きるという気持ちを持って、事業を進め、成功に導かなければならないと思います。町長さんも大変ご苦労ですが、この事業が成功するように陣頭指揮を執ってくださいますようお願いいたします。後は、町長さんでも課長でもどちらでも構いません。もう後がないんですから。委員会で言わせて貰います。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 山口議員さんのご質問でございますが、決して私は、地元の業者を無視しておるわけでもございませんし、17年度、18年度の工事入札業者、これも調べていただいておりますけれども、私は、決して地元の業者を排除して、よそを入れるというようなことはやっておりません。その辺をまずご理解をいただきたいというふうに思います。そして、業者の育成というのは、やはり大事なことでございますので、地元業者を育成していくというのは、産業の活性化、町の活性化にも当然つながることですので、我々もやっていかなければなりません。それと、やはり今言われております先ほども申しましたように、適正な入札というのも重要な問題でございます。そういう中で、地元の業者を育てていくのはどのように育てていくのかという問題が当然出てくると思います。業者の方からいろいろお聞きして、ご質問いただいたんかどうかわかりませんが、我々は砥部で用事がない、してないと、そういうご意見をです、こういう議場で言っていたのでは、私は、本当心外なところあるわけなんですけど、やはり、地元の業者というのは、育成しなければならぬという基本的なこともございますし、これからもお世話にならなければならぬと

いうふうに思っております。それで、適正な入札、その両面を考えながら、今後もやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 監理財政課の方にもご質問がありましたので、入札の考え方について、ご説明させていただきます。監理財政課の方の入札の考え方につきましては、できるだけ安い価格で、品質を確保した工事を執行していただくことを重点に考えておまして、地元業者さんうんぬんということは、まず次の段階でお考えになるべきことであろうというふうに考えております。それから、実績ということでございますけれども、実績というのは、徐々に積んでいただきまして、例えば、1億円の工事を行うのに年間施工高が1千万しかないというような場合に、その業者さんをお呼びすることができるかというようなことから考えていただきたい。できるだけ、一般の方がご覧になってもお分かりいただけるように分かりやすい透明な指名なりをしていくというのがよろしいと思います。そういう意味で言いますとやはり一般競争入札は、この時代の流れでございますので、徐々に広がっていかざるを得ないというふうに考えますし、できるだけ偏った見方が出ないようなそういう公平な入札制度をというふうに考えております。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 山口元之君の質問を終わります。ここで一旦休憩します。再開は10時45分です。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（栗林政伸） 再開します。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村です。私は乗り合いタクシーの導入について質問いたします。砥部町内の山間部と松山市を結ぶ民間バス会社が乗客の減少による赤字路線を、今回廃止いたしました。これにより一番被害を受けたのが高齢者の方です。今まで病院や買物等で利用していたが、廃止により移動をする足を無くして大変困っています。唯一の交通手段のタクシーも片道何千円もかかり、わずかな年金では多大な出費です。1週間に一度でも町による福祉バスを運行してほしいとの要望を受けています。そうした時に、6月22日付新聞に、伊方町が高齢者の移動手段に、乗り合いタクシーを年度内に導入するとの記事がありました。同町によると、乗り合いタクシーは会員登録をした住民の事前予約を基に、複数の会員を自宅から目的地まで送迎する「デマンド型交通システム」です。運行主体を町営とするか、商工会などに委託するかは未定です。町は住民や民間業者等で、運行委員会を設置し、詳細を検討し、11月に陸運支局に申請して、本年度中に運行を開始したい意向であります。また、県内では四国中央市が乗り合いタクシーの導入を検討していると報道しています。また、広島県世羅町では、デマンド交通システム「せらまちタクシー」を昨年9月に開設しており、今年7月の利用者が過去最高の3,200人近くを数えます。まずまずの堅



調ぶりを見せています。同タクシーの導入自治体は、全国では34市町村で、広島県では2番目です。世羅町のデマンドタクシーは、マイクロバス定員8名で、自宅と目的地を送迎してくれる便利な交通システムで、事前登録した町民であれば誰でも利用可能です。運行地域は町内に限定、路線は5コース、30分前までに電話予約すれば希望の乗り場まで来てくれます。町商工会が補助金を受けて、事業運営しています。料金は片道300円。開始以来11カ月間の乗客数は2万9,255人で、一日平均132人、利用者の72歳の婦人は、「毎月2回くらい病院や買物に使っているが、運賃も安いし家や店の前に着くので、歩く心配もなく助かります。」と喜びを語っていました。砥部町においても、まず路線バスの廃止となった、万年、五本松、大角蔵、七折方面で乗り合いタクシーを導入してはと提案いたしますが、町長のご所見をお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の中村議員さんのご質問にお答えをいたします。日頃より身近な住民の問題を取り上げていただいておりますこと、本当にありがたいことだと思いますし、やはり、町民の皆さんのいろんな考え方、そしてまたご不便、こういうことを我々は解決していかなければならないと思っております。

それではお答えをさせていただきます。ご承知のとおり、本年4月の伊予鉄バスの砥部線ダイヤ改正に伴いまして、外山線と七折線が廃止されました。これは、平成14年に「道路運送法等の一部を改正する法律」が施行され、運送事業への新規参入に一定の規制を行っていた需給調整規制が撤廃されたことに伴い、赤字路線からの撤退が自由になったことと、利用者数が少ない路線への国の補助金がなくなったことなどによるものでございます。この2路線につきましては、1日の利用者が極端に少ないため、補助金の交付要件にも該当しておりませんでした。また、伊予鉄道の調査によりますと、平成18年11月の運行時間帯別の乗車人員が、少ない時で平均0.57人、1人に満たないということでございます。多いときでも3.03人という結果になっております。住民サービスの点からは、路線の存続や代替交通手段の確保がベストではありますが、現時点では、町の財政事情もあり、乗り合いタクシーの導入は、無理であると思っております。何とぞご理解をいただきますようお願いいたします。以上で、中村議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 中村茂君。

○5番（中村茂） 町財政でちょっと無理であるという答弁でございますが、今までの世羅町とか、長崎市等では8人乗りのこういうバスをやっているんですよ。私の提案したいのは、普通のタクシーですね、自家用タクシーではなしに、普通のタクシーを何人か複数の方が連絡を取り合って、それに乗り合わせて行く、そういう方法ではいかがかということをご提案したいんです。大きい8人乗りとか10人乗りを回すというのは大変お金がかかりますけども、普通のタクシー会社を、会員から時間帯を確認してそれに合わせて回してはどうかということが言いたいわけなんです。そういうことをもう一度よろしくお願いたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の再質問いただきました。この点についても検討をちょっとさせていただきました。そんな中でですね、外山線、七折線からということでございますが、その他にも田ノ浦とか鶴ノ崎とか大平とかいろんな所がございます。交通機関があっても便数が少ないとかいうこともございます。それを町全体と広げていくにはかなりの問題があるろうし、一地方だけをやるというのにも難しい問題があるろうかと思えます。タクシーの借上げ、その他についても、今、松山空港まで行くバスも、今はもう定期便になりましたけど、申し込みがあれば運行するという方向もとってありました。そういうことで今後検討はして参りたいと思えますが、かなり、町内全体でこれをやるというのは乗車の人数の問題等を含めて厳しいのではないかと思えます。また検討をしてみたいと思えます。

○議長（栗林政伸） 中村茂君。

○5番（中村茂） 最後に、お年寄りのためにもですね、町は財政がないんだから駄目だと、そういう結論ではなしにね、何とか知恵を絞ってやっぱりお年寄りのためにやっていこうという前向きな姿勢を示していただきたいと、こんなことをお願いして終わります。以上です。

○議長（栗林政伸） 中村茂君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番、宮内光久でございます。私は2点について質問をいたします。まず1点目は、税についてでございます。平成11年度から景気対策のため導入されていた定率減税は、経済状況を踏まえ、所得税は平成19年1月から、住民税は平成19年6月から廃止をされております。税源移譲により住民税が増税になっており、納税者の内、普通徴収されている者は、4期による納付となっております。また一層増税感が増すところであり、納付が困難な納税者には4期の支払いではなく、もっと納期の回数を増やしてみたいかと思えます。例えば、分割納付で対応してはいかがかと思えます。次に、税源移譲で、定率減税、老年者非課税が廃止をされておりますが、砥部町では税率改正で、どれくらいの額、歳入の増、歳入の減になるのか、町長及び担当課長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、AEDについてでございます。平成17年9月に定例会において中村茂議員がAEDについて質問をし、その後各所に配置され、町民も心強く思っております。今後、更に効果的に運用するため、人出が多い行事には既存のAEDを移動させるか、緊急用のAEDを用意すべきではないかと思えます。町民誰もが使用できるよう、講習会等を開催してはいかがかと思えます。併せて、今現在、砥部町民でどれくらいの方が講習を受けているのかお伺いをいたします。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、児童生徒も体育の授業や部活動中に心臓停止が突発的に発生する可能性があります。そして学校施設は地震災害や、その他の災害時には地域住民の避難場所としてその役割を果たしているところであります。近年、小児用のパットが開発され、低年齢者の使用の安全性、有効性が確認されており、心臓停止の緊急時、高い救急救命効果を発揮いたしております。そのことから、町立の保育

所、幼稚園、小学校、中学校にAEDを設置すれば良いと思いますが、その考えはありますか。町長及び教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 宮内議員のご質問にお答えいたします。始めに、税についてのご質問ですが、まず、住民税の所得割の税率は、所得に応じて3段階の構造になっておりましたが、ご存知のとおり税源移譲により平成19年6月からは、10%に統一されました。ご指摘のとおり、普通徴収は4期による納付となっております。しかし、宮内議員がご心配されておりますように、中には納付が困難な方もいらっしゃいます。そのような方には、個別相談により、分割納付していただいておりますのが現状でございます。今後もそのように図らって行きたいというふうに思っております。所得譲与税、定率減税、老年者非課税措置の廃止による歳入の増減、つまり税源移譲による影響につきましては、平成19年度予算ベースでは、前年度の約37.8%に当たる2億2,125万円を増加計上しておりますが、決算ベースでは2億1,300万円の増加となる見込みでございます。これに対して、所得譲与税など国からのお金は、2億1,700万円程減りますので、増減額は、ほぼ同じであると見込んでおります。以上で、税についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

次に、AEDにつきましては、教育長の方からご答弁をさせますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんの、AED、いわゆる自動体外式除細動器についてのご質問にお答えをいたします。ご質問のAEDは取扱規定の改正によりまして、平成16年7月から一般住民の方でも使えるようになりました。空港、学校、駅、こういった多くの人が集まる場所への設置が国内で進んでいるところでございます。本町におきましては、消防署以外の公共施設への配備につきましては、広田地区にあります診療所、そして文化会館、広田中学校となっております。これ以外の施設への配備を推進していくということで、今議会に、すべての小・中学校、総合公園、岩谷口プールに配備するための補正予算をお願いをしております。そして、今回の配備は、特に人出の多い行事等を開催する可能性が高い施設について計画しております。ご提案いただきましたAEDを移動させるという運用は、現在のところは考えておりませんが、ご質問の中にごございました、幼児向けパットが開発されたこと等もございまして、併せて緊急用及び幼稚園等への配備につきましては、今後十分検討させていただきたいと考えております。ご承知のとおり、AEDの使用方法は難しいものではございませんけれども、AEDを使用する場合は、併せて心肺蘇生を行う必要がございます。この心肺蘇生は一定の訓練を受けなければいざという時の実践は困難でありますので、砥部消防署では、AEDの使い方と併せて心肺蘇生法についての救命救急講習会を開催しております。受講者につきましては、現在、一般の方が約400名。幼稚園、小中学校の教職員、保護者等が約300名、保育所の保育士等が約110名この講習会を現在受講しております。今後とも、一人でも多くの住

民の皆さんがAEDを使い救命処置が行えるように、引き続き講習会を開催していくということと、併せて、多くの方々に受講していただくように、その広報にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上で宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 町長の答弁の中です、所得税と住民税、その他の諸々をそうこうしてみると歳入の増減がないということでございました。私もサラリーマンでございまして、実は、所得税は確かに2,000円ばかり少なくなりましたが、住民税の方が1万2千円ほど高くなっておりまして、これは随分と、町民の方もサラリーマンが多いので、随分と上がっているのではないかと思いますけれども、ある程度そこへんで増減がないということで安心をしたところであります。また、多分役場の窓口にはたくさんの町民の方が訪れて、いろいろと聞かれたかと思いますが、この窓口相談に来られた件数といえば、まあ件数というかね、どういう苦情の問題があったのかを説明ができたかと思っております。そしてまた、このAEDについてはですね、この砥部町で、何名位が今まで使ったことがあるか、もしあるのであれば高齢者とか、そういう、どういう事由で使ったか、説明をしていただきたいと思っております。以上、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 税の変更による問い合わせ等につきましては、現場サイドのほうが良く分かりますので、税務課長の方より答弁をさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。相談に来られた方、また電話で相談があった方でございますが、窓口に来られた方が約50人、50件。電話で相談があった方が約40件で合計90件位でございます。内容につきましては、もちろん増税になったということでございますが、5%から10%になったということだけではなく、定率減税が廃止になったということが良くご理解されてなかったのが、一番でございます。以上です。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の、宮内議員さんの、AEDの利用があったかということなんですが、先ほど教育長の方より答弁いたしました常備消防車以外については今まで、使ったというような報告は聞いておりません。ただ常備消防の方では当然今までに何件かはあったと思っております。以上です。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 担当課長さんからの説明の中で、90件。電話対応とか窓口に来られた方を含めて90件。僕は少ないと思っております。実際ですね。私も電話対応でやる折は、苦情というのは、処理というのが一番難しいこととございまして、またこの税については、お金についてはですね、町民の方も神経をいち早く研ぎ澄まされていることだと思っております。是非ですね、この苦情に関しては、本人が納得いくようにですね、

十分説明をしていただきたいと考えております。今後、この税だけでなく、そういう面についてもですね、職員さんは、一生懸命それなりに説明が出来るようにですね、勉強しながら町民に分かりやすく説明をしていただきたいと思っております。また、AEDについてですね、使用がゼロということは本当に良いことだと思いますが、備えあれば憂いなしですので、早急に、先ほど教育長さんの答弁の中で、各学校施設にAEDを設置するというところで、安心をしたところではありますが、ただ、やはり保育所、幼稚園系統もですね、今後やっぱり検討していただきたいと思っております。答弁はいりません。

○議長（栗林政伸） 宮内光久君の質問を終わります。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上洋一であります。2点質問いたしたいと思っております。まず第1点目、「町民と行政の約束制度について」であります。先ほど、総務文教常任委員会における名張市の視察研修について報告させていただきましたが、私自身、砥部町にとって考える余地があるのではないかと思います。質問の題材にさせていただきました。名張市の「市民と行政の約束制度」は、90年代当初に英国が導入したシティズンズ・チャーター、わが国の日本語訳は「市民憲章」制度を基にしたもので、行政が提供するサービスの水準や質を市民に約束する制度であります。英国では地方自治体にも制度が広がり、教育・健康など様々な公共サービスにおよび、このような憲章が1万以上も作られています。この「約束制度」導入の背景は、1、地方自治体を取り巻く社会経済情勢の変化、分権型社会への対応、住民ニーズの高度化・多様化であり、2つ目には、厳しい行財政環境であります。また、職員アンケートを実施したところ、「お役所仕事」と批判されるような実態があるかとの問いに、「時々感じる」63%、「頻繁に感じる」9%と、7割以上の職員が「お役所仕事」と批判されるような実態があると感じているということであり、この「約束制度」の仕組みは、「共通の指針」と「部門別の指針」で構成されています。「部門別の指針」は共通事項5項目と「部の約束5項目」「室の約束162項目」からなっております。次に、収納室の一例を紹介します。証明書の交付は、受付から10分以内に発行いたします。10分以内に交付できない場合には、前もってお知らせします。また、約束と同時に、市民の皆様へのお願いもしております。先ほどの例で申しますと、証明書の交付にあたって、委任状等の必要な書類は事前にご準備ください。との内容であります。今までの話の内容を総合的に判断すると、「なんだ、普通の、当たり前行政サービスではないのか？」と思われたのではないのでしょうか。しかしこの数値を含めた「約束制度」により職員の意識改革、継続的なサービスの改善等につながり、「お役所仕事」から脱却する質の高い行政運営ができると考えます。町長のご所見をお伺いします。

次に、クレジットカードでの納税についてであります。新聞報道によりますと、税金や水道料金などをクレジットカードで支払える自治体が増えているとのことあります。今話題の国民年金保険料も来春始まる予定だそうであります。人口約1万5千人の三重県玉城町では、4月から住民税、固定資産税、国民健康保険料など、町に支払う税や料金をカードで支払えるようになり、7月までに町民約700人余りが申

し込んだとのことであります。町によると、現在、納税者の約73%が口座振替を使用、毎月3~6%が残高不足で引き落としできないそうであります。しかし、連絡すれば払う人がほとんどだそうです。現在実施されている金融機関の口座振替の手数料は定額制で、1件につき0~10円ほどとされています。しかし、カードの場合、支払額の何%という定率制であり、手数料が1%なら1万円の納税で100円、10万円で1,000円になり、多額になれば徴税コストの圧縮分を上回り、税金の無駄使いと言われかねません。また、ほかの納税者との公平性の問題も指摘されます。カード払いの人はポイントという利益を受けられるうえ、ほかの支払い方の人と比べて手数料に多額の税金を使われるケースが出てくるということでもあります。総務省は、諸外国では手数料を納税者負担としている例が多いということで、「公平性の観点から、自治体の負担に上限額を定めるなどの措置を講ずることが適当と考えられる。」との通知を出したとのことであります。

いずれにしても、時代の流れもありますが、「公平性」と「収納率アップ」等、総合的に判断していただきたいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員のご質問にお答えをいたします。始めに、町民と行政の約束制度についてのご質問でございますが、三重県名張市で取り組んでおられる約束制度は、市役所で行っている行政サービスの処理時間や情報の提供、クレームなどの処理について、具体的に分かりやすく住民に説明し、その成果を住民に約束する制度と聞いております。約束制度を通じて、行政サービスを向上させるだけでなく、職員全員で業務を見直し、お客様へのサービスという視点で指針を作成することで、職員の意識改革を目指すものであると思っております。名張市では約束制度のほかに、『市長の推進する6つの政策と40の約束』を紹介しております。これも終始、分かり易い表現で、具体的な数値を示して市民と約束をしています。行政改革の先進地へ行かれて勉強され、知識を広げられました議員の皆様に対しまして、心から敬意を表します。地方分権が進む中、行政サービスは行政の都合ではなく、町民の皆さんの視点に立って行うように変わってきました。その変化に職員自身が気付き、学習をして、転換していかなければ、砥部町役場は「負け組」の仲間に入ってしまう。私も本年1月の朝礼で、職員の皆様にご覧のような名刺型の職員の行動指針「町民サービスの向上と親切な役場づくり」ということで、行動指針を5つ掲げさせていただきました。この名刺を皆さんは名刺入れの中に入れて、持って行動していただいていると思えます。読ませていただきますと、1つ、砥部町職員の自覚と誇りをもって行動します。2つ、先手で明るく元気なあいさつをします。3つ目として、町民の皆様への立場に立って親切な仕事をします。4つ、いつも問題意識をもって物事に取り組みます。5つ、地域の行事やイベントに積極的に参加します。このような行動指針で、親切な役場づくりに努めているところでございます。また若手職員8人による「窓口サービス向上委員会」というものを設置してございまして、窓口などにおける町民の皆さんへの対応などの改善に取り組んでおります。23項目の「窓口サービスアップへの道」を掲

げ、推進状況を定期的にチェックしております。名張市の『市民と行政の約束制度』につきましては、窓口サービス向上委員会で分析をさせていただき活用していきたいと考えます。行政サービスの改善や職員の意識改革のきっかけになることを期待しています。

次に、クレジットカードでの納税についてのご質問ですが、クレジットカードによる納税を可能にすれば、納税機会の拡大により納税者の利便向上が図られると考えられます。しかし、クレジットカードによる決済を導入する場合、井上議員さんご指摘のとおり、既存システムの改修費用や事務手続きの初期費用、そしてまた一番大きなのは、1件当たりの税額の3～7%程度の取扱手数料が必要になるということでございます。本町の口座に収納されるまでに一定期間を要します。納付証明書の発行等の問題もあり、現時点で、導入することは難しいと考えております。本町の場合を申し上げますと、口座振替の手数料は定額制で一件につき、銀行で5円、郵便局では10円となっております。納税者の内約60%の方が口座振替を利用されております。これからも収納事務の効率化を図るため、納税者の方に口座振替による納税を薦めていきたいと考えております。先ほども申し上げましたように、クレジットカードの導入については現時点では難しいというふうに思っております。以上で、井上議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） ただ今の、町長答弁にもありましたように、職員の意識改革のいったんとして参考にさせていただけるということで、ありがたいことだと思っております。ただ行政サービスも結構なんですけど、コンプライアンスの決定だけは間違いなく行っていただきたいと思っております。また、クレジットカードの問題ですが、以前に土居美智子議員さんからも質問があったと思います。町長の言われるように、私も同感なんですけど、やはり公平性という観点と、収納率アップと、この両面から今後やはり時代の流れでありますので、検討をしていただきたいと思っております。私はどうしてもこのクレジットカードをせいというわけではございません。あくまでも、検討していただいて、砥部町にとってどちらがいいのかと、プラスになるのかというのが最大の視点だろうと思っております。行財政改革を推し進めていく上にも、今後の課題だろうと思っております。これが来年、再来年、何年か先に、また導入という方向になるかもわかりませんが、これはそれで結構でございますので、今後も続けて検討していただきたいと考えております。ただ、時代の流れがありますが、ポピュリズムに陥っては駄目だと私は思っておりますので、その点は、やっぱり役場は行政としての基本スタンスは変えないでいただきたいと考えております。以上で、答弁は要りません。終わります。

○議長（栗林政伸） ここでいったん、昼食とします。再開は1時10分です。

休憩 午前11時24分  
再開 午後 1時07分

○議長（栗林政伸） 再開します。午前中の山口議員の質問の中で、答弁を差し替えたいので、下水道課長の方から答弁をさせていただきます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 先ほど山口議員さんからご質問がございました第2工区の推進工法でございますが、詳細設計は、一番経済的でございますラムサス工法で設計をいたしまして、工事に使用している推進機もラムサス工法であるというふうに答弁をさせていただきましたが、私の誤りでございまして、現場で使用しているマシンは、同じ泥濃式ではございますが、ラムサス工法より割高となりますエスエスモール工法でございました。お詫びを申し上げます。請負業者からラムサス工法からエスエスモール工法への施工承認が出て、了承しておったものでございます。先ほどいただきました工場検査時の写真並びに現地設置時の確認は、エスエスモール推進工法の推進機であるということを確認いたしております。私の完全な思い違いでございまして、申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。最後の質問者なんで、タイムがフルにでもいいよというお話もいただきましたけれども、まあそういうわけにもいきませんが、たまたま今から質問を行おうとしています地方公会計というんですが、一昨日の議員研修の中でも話されたことの一つでございます。今年のビックニュースはなんとといっても自治体の破産であったろうと思います。この事態を受け、政府は6月15日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を成立させました。意図は、財政破綻を早い段階で食い止めようというもので、これにより自治体の会計が大きく変わろうとしています。新たな4つの財政指標で自治体財政の健全度を測るというもので、19年度決算には新しい判断指標が示されると記憶しています。一番目新しいことは、一部事務組合、公舎や第三セクターをも含めた連結ベースの財務書類は将来の負担を把握するものであり、もう一つは、公営企業等すべての会計をカバーする借入金把握するもので、それぞれを将来負担比率、いわゆる将来返さなければならない借金の残高の比率と同じく、連結での赤字比率です。残りの2つの指標は、赤字比率と借金返済額の比率で4つになります。バランスシート等については、町長にとってはお手の物で、リーダーシップを十分に取られていることだと思います。収支改善に向けた最初の予算編成は、2008年、いわゆる来年度の予算から始まります。議会としても勉強から逃れることは出来ないものと考えております。町長にお尋ねします。現在砥部町ホームページに公表しているバランスシートには連結されたものが公表されていますか。2つ、ごみ有料化はこの評価システムに合わせて開始するものでしょうか。3つ、18年度の決算に適用する考えはありますか。4つ、作成されたバランスシート等を活用し、「町政懇談会」を定期的で開催してはどうでしょうか。5つ、下水道工事の本格化に伴い、借金は増大していきますが、町の予測はどの程度とみていきますか。連結赤字にならないのでしょうか。6つ、下水道の工事開始から供用開始までの間、使用料金収入はなく、借金ばかりが増えていきますが財政上はどのように



なりますか。この間の負債の返還は何によって行われるのでしょうか。以上、ちょっとたくさんですけども町長のご所見をお願いしたいと思います。

2つ目の質問は、高齢者福祉について行います。6月の税源移譲による住民税の引き上げと恒久減税であったはずの定率減税が廃止。また昨年の高齢者控除の廃止と合わせ、結果的に高齢者には2年連続の増税になりました。このことは国民健康保険、介護保険にも影響がでます。高齢化が進むにつれ、医療費の負担割合はまだまだ増加すると心配されております。さて、広報とべ8月号に「後期高齢者医療制度」の記事が掲載されました。愛媛県下一円の広域で運営される新しい医療制度が平成20年4月から発足します。対象は75歳以上の後期高齢者と呼ばれる人たちで、今まで家族の扶養に入り、保険料を払っていなかった人も独立し、夫婦といえども一人ひとりが納税の対象者になるという制度です。家庭によれば、家族で後期高齢者医療、国民健康保険という家も存在することになります。夫婦親子で異なった医療保険を支払うことになります。つい先日の新聞報道によりますと、高額所得者は、限度額ではありませんが、1人の保険料が年間50万円になるとの記事がありました。次の2点をお尋ねします。保険料の設定は、収入に応じた負担率50%、均等割での負担が50%で、月それぞれ3,100円ずつ、合計6,200円の見通しですが、愛媛県の場合はどうなっていますか。保険料を1年以上滞納すると、原則として保険証の返還となっています。救済策はあるのでしょうか。以上、ご答弁をお願いいたします。

3つ目は、人材育成についてお尋ねします。合併してから、早2年半が過ぎました。行財政改革を目的とした合併でしたが、果たして中身はどうだったのでしょうか。コスト計算による住民への負担増が目立ちますが、その業務を行う役場内の改革はどうでしょう。職員の顔は住民の方を向いていたのでしょうか、住民の側まで出かけられたか、あるいは会話ができたのでしょうか。地方分権により、自治体を取り巻く環境は変化し、住民が求める価値の質は変わろうとしています。今まで行政が得意としてきた「過去の延長線上で物事を考え、改善、改良していく」前例踏襲先送りというやり方はもはや通用しなくなっているのではないのでしょうか。町長にお尋ねしたいと思います。これからの自治体職員はどうあるべきか、またどのような人材が求められるとお考えでしょうか。人材育成において、組織として、いわゆる自治体として、留意する点はなんですか。現在、砥部町が行なわれている研修は職務上の階層に分けて行う階層別研修ですか。または、研修プログラムが選択できるカフェテリア形式と呼ばれる研修でしょうか。自己啓発の一環として、職員の資格取得を支援することについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。以上4点のご答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。いつも財政的なことの研究をやっていただいて、この場でご発表いただいて、大変私も参考にさせていただきます。私以上に詳しくよく勉強されておりますので、私の方が勉強させていただいているというふうに思っております。

始めに、地方公会計と財政についてのご質問でございます。1点目の町のホームページに公表しているバランスシートなどの財務諸表につきましては、17年度決算統計を基にした普通会計で作成しておりますので、ご質問の連結ベースにはなっておりません。2点目のごみ有料化は、財政の問題とともに、ごみの減量化推進等がありますが、特に財政健全化法を意識して実施に踏み切ったものではございません。3点目の18年度決算への適用については、連結ベースの財務諸表作成は、19年度以降の決算で行う予定でございますので、準備をそのように進めております。ご了解ください。4点目の町政懇談会の開催については、住民の皆様が気軽に意見が言えて、一方的ではなく住民と行政との意思の疎通が図れるような場でなくてはならないと思っております。区長会などで今後お話をさせていただき、要望がございましたら、総会その他の行事にも参加させていただきたいというふうに思っておりますので、この点については区長さんともよく打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。5点目の、下水道に伴う町の財政については、昨年財政健全化計画を発表しました。町債の残額についてもその中でお示しをさせていただきましたが、100億円を少し超えたところで推移する計画でございます。連結決算に伴う赤字ということですが、会計処理自体を研究しているところでございますのでなんとも申せませんが、そのようなことにならないよう、慎重に財政運営していきたいと思っております。6点目の、下水道の供用開始までの財政運営につきましては、一般会計からの繰り出しで賄われます。その繰り出しの見込みについても財政健全化計画に示しました。それらを見込んだ上で、健全財政を維持するよう努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉についてのご質問ですが、始めに、軽減措置についてご説明いたします。ご指摘のとおり、社会保険等の被扶養者だった人は、支払う必要の無かった保険料を負担していただくかなければなりません。激変緩和措置として2年間は、応能負担はなく、均等割負担の保険料が5割軽減されます。また、高額所得者の保険料限度額は、2人世帯の場合、1人が高額所得者で、1人が153万円以下の年金収入の場合、低所得者については7割軽減の対象になります。それでは、ご質問の1点目、保険料の設定につきましては、愛媛県の場合、広域連合が賦課決定し、徴収は町が行うこととなります。広域連合では、保険料の決定時期は12月頃を予定しているということで、現時点では決まっておりません。2点目の保険証の返還及び救済策につきましては、現在、国民健康保険で行っている資格証明書の発行と同様になると考えております。資格証明書になりますと、いったん病院等の窓口で10割をご負担していただき、その後、町の窓口で申請していただくことで9割又は7割の給付を受けることが出来ますが、その時に、滞納額に充当してもらう予定であります。保険料の滞納対策は、県下で統一した運用を考えており、現時点では未定となっております。

次に、人材育成についてのご質問ですが、1点目の職員のあり方と求められる人材につきましては、自らが意識改革、資質向上に自発的・積極的に取り組み、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することはもとより、これまで以上に社会情

勢の変化に迅速に対応し、住民の視点で行動できる職員が求められていると考えております。2点目の人材育成における留意点につきましては、住民満足度の高い行政サービスを提供していくため、その直接の担い手である職員が専門性を高め、持てる能力を最大限に発揮できる環境を整えなければなりません。そして、地方分権の推進に柔軟に対応し、自ら考え、自らが決定することができる政策形成能力、問題解決能力の高い人材の育成に体系的・計画的に取り組む必要があると考えております。3点目の研修形態につきましては、本町の研修は、職場研修、研修所研修、派遣研修、自己啓発の4つの体系に分かれています。研修形式は、年齢・職階に応じて研修を指定する階層別研修と、研修希望調査に基づき派遣するカフェテリア型研修を併用しています。いずれにせよ、強制する研修は効果が期待できないため、今後は、職員自らの意思で自主的、積極的に参加できるような応募型研修制度の促進に努めてまいります。4点目の職員の資格取得の支援につきましては、自己啓発は能力開発の基本であり、職員本人の自覚とやる気にかかっていると思います。目標を設定し、自ら能力向上に努め、これを達成することにより、さらなる能力開発につなげていくことが重要だと思います。今のところ、自己啓発の一環として、職員の資格取得を支援することについては、考えておりませんが、能力開発に自ら取り組む職員の意欲を尊重し、主体的に行う自己啓発活動を、多面的に支援してまいりたいと思います。以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 私の質問に対しまして、本当に明確にお答えをいただきました。ほぼ、私が感じておりましたとおりにかなというふうな感じがします。別にそれが良いとか悪いとかいう評価をここで出来る問題ではありませんので、そういうことではないんですけれども、まず公会計の方についてなんですけれども、私もちょっと、これを質問するにあたりまして、町のホームページを開いてみました。バランスシート、一人当たりのコスト計算とかいろいろ出ておりましたけれども、実は、正直言います、私も学校以来、こういう勉強をする場でなかったものですから、まったくの素人なんですけど、まず開けました時に、うっと思ったのは、数字だけが目に入ってきて、何も分からなかったというのが正直な私の感想でございます。もしこれが、私のような人間ばかりがおるような株主総会だったならば、これは許していただけないんじゃないかなと、あるいは、逆にもちろん自分が勉強しないというのも悪いのかもしれませんが、やはりホームページに載せるということは、誰が見てもその意思がはっきり分かるというか、そういう読み取れるものでないと、形式だけにのっとったようなホームページでは駄目じゃないかなということが私は言いたいと思っております。

国は景気対策のために、ご存知のように公共事業をせっせと地方に勧めてまいりました。その結果が財政悪化というものです。また合併の時にはですね、合併特例債という給をもちまして、合併を進めてまいりましたけれども、政府は既にですね、地方債の発行も自治体に任せるけれども、責任も地方で持ちなさいよと、そのようになっ

ていると、それは町長さん自身、ご存知だろうと思います。新聞によりますと、6月末現在の日本の借金額は、836兆5,213億円と過去最高を更新しましたと載っております。債務超過額が289兆2千億円に達しました。そこでちょっとお尋ねをしたいと思いますが、これからの自治体というのは、国から独立して、国に頼らないという腹を据えてそういう気持ちで業務をですね、取捨選択していかなければならないと考えるんですけれども、町長さんほどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

また2つ目としてですね、広報とべの財政報告が載りますけれども、予算と決算と載りますが、実は17年度の決算報告からですね、予算の報告と内容的に異なった、いわゆる目的別ですかね。この内容で住民に報告されておりますので、予算と比較しようかと思う時に、項目、見るものが違いますから、非常に不便を感じておるんですけれども、これはどういう意味でこういうふうに予算の発表と、決算の報告が違ったのかと、この2点をお尋ねしたいと思います。

それから、高齢者の福祉のことなんですけれども、実は資格証明書の発行ですけど、今の国民健康保険は、75歳以上は滞納があっても障害者や被爆者と同じく保険証を取り上げられることは無いんじゃないかなと、私はそのように思っておるんですけれども、再度ここを確認させていただきたいと思います。今回の後期高齢者医療につきましては、本当に厳しいペナルティが課せられまして、1年6カ月以上滞納しますとですね、保険給付が一時停止になると、止められると、そういう制裁措置もあるようです。高齢者にとってはあまりにも過酷な制度ではないかなと。決して今の高齢者の老人保険がですね、そのままスライドされて、後期高齢者にいくのとは、全然内容的に違っていると。見れば見るほど本当に十分には、私も政治家といっても国の方の者ではありませんので、中身はよく分かりませんが、本当にこれでいいのかなと。私は、これはおば捨て山じゃないかなとこのように思うほど厳しい制度になっております。私は、住民の健康こそが町の財産ではないかなとこのように考えておりますけど、町長はどのように考えられますか。これについてお尋ねしたいと思います。それと軽減率がありますよということですが、愛媛県のホームページを見ますと介護保険料と医療保険等の合算が著しく高額になった場合は軽減措置がありますよというふうになっておりましたけれども、額がいくら位になったら軽減になるのかということをお聞きしたいと思います。

人材育成についてですけど、先ほど町長さんも答弁されましたように、本当にこれからはですね、専門力と営業力と言いますか、経営力と言いますか、これが求められることになろうかと私は思います。住民の幸福のためにはですね、やるべきことはどんどんやるという姿勢を持ってですね、職員が育てられれば本当にいいんじゃないかなと、そのためには職員が持っている強みをどんどん伸ばしてやるような、あるいは褒めて育てるようなことが大切ではないかなと思っております。チャレンジしたプロセスを評価してですね、本当に良い所は良いと認めてあげることが、これからの職員が大きく育つ要点ではないかなと考えております。もし、私がなんでここに資格の支

援をやらないかと言いますのは、資格を持つことによりましてですね、本当に自信を持てるんですよ。隣の席の人が一つの資格を取得することによって、周りの人はやはりそれによって刺激をされるという連鎖反応がですね、ますますこの砥部町を良くしていくとこういうふうな連鎖につながっていくことじゃないかなと考えておりますので、是非ですね、この資格取得の支援をやっていただきたいなとこのように思っております。もちろん何でもかんでも受けたらいいというものではありませんので、そこらあたりはですね、等級がある物でしたら1級の資格を取ることよと、あるいは費用を補助するにしても助成するにしてもですね、1回限りですよと。1回落ちて再度挑戦したい時は自分でやってくださいよというような、そういうことでもいいんですけれども、なるべく皆さんがひとつやってみようという気持ちを起こさせるような策をとってほしいなと、私はこのように思っております。是非前向きな姿勢でこれについては取組んでいただきたいとこのように思います。以上ですけれども、ご答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居美智子議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。まず、国に頼らないで自立をとということでございますが、これは方向としては、私は土居議員さんの言う通りだというふうに思います。その中でやはり問題点は、自主財源はもう40%ぐらいしかないわけなんですよね。そういう面で、国に頼らなければならぬ所ももちろんございます。そういう中で、合併特例債ではございませんけど、これを使うにしても、町としての借金には変わらないということでございますので、これをあるから全部使ってしまうというのではなくて、やはり、本当に必要なものをしていくと、そういうことが大切ではないかと思っております。あくまで砥部町に当然関わってくることでございますので、今後いろんな事業をしていく中で、慎重にそしてまたいろんな計算をして私は取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから予算決算の差額について、担当の方から答弁をさせます。

それから保険証の取り上げについて、どう思われるかということがございました。確かに弱者の方、事情のある方についてはですね、我々も考慮をしていかなければならない。しかし、先般新聞等で報道されておりますように、保育所の保育料が払えない、しかしベントに乗っているというようなことも報道されておりました。そういう方には厳しく対応もしていかなければならないと思っております。そういうことで、よく我々も状況を見極めてやっていかなければならないと思っております。基本的にはやはり税金というのはきちっと納めていただくというのが基本でございますので、その点もご理解をいただきたいというふうに思います。

それからいくらになれば軽減されるかということも、数字的なものでございますので、担当の方からさせていただきます。

それから人材育成については、今おっしゃられたとおりだというふうに思います。先ほどの井上議員さんの答弁でさせていただきましたように、やはり町民サービスの

向上というのには能力が絶対欠かせないものでございます。そういうことで、職員一人ひとりが能力アップを図っていかなければなりません。そして、このためにはいろいろな研修を受けなければなりませんし、これは官庁の研修だけではなくて、民間のいろいろな研修も、お金を出さなくても受けられる研修がたくさんございます。そういうことで、そういう所にも積極的に出席さすようにこれからはして、民間の、住民の気持ちが分かるような職員を育てていかなければならないというふうに思っております。そして、職員を育てる中で、良いことは良いということで、褒めて育てよということは言われましたけど、私もまったくそのとおりで、職員を叱るのが私の役目でもありませんし、それによって職員が育つわけではございません。反対に叱るだけであれば萎縮してしまって、反対に町長の前ではものを言わなくなると思います。そういうことで、私はやはり今までもそういう方針でやってきましたから、良い時はよくやったということで、そして叱った時も後は根に持たないようにこれだけは私もずっと守ってきたつもりでございます。そういうことで、職員ともよく対話をして、やはり私が考えているような町民サービスが皆さんで出来るようにぜひやりたいというふうに思っておりますので、今後も、またお気付きの点がありましたら、遠慮なく私なり総務課長の方に言っていただけたらと思います。

それから資格の奨励でございますが、これについても、資格を取るということは、さっき言われたように自信を持つこととなります。しかし、どこまでの資格を取るかとか、そういう問題。例えば一般事務職の方が危険物の取扱の資格を取るか、そういうのはちょっと業務とマッチしませんので、支援するのもしちょっと難しいかと思いますが、同じ線上にある資格については、やはり一つずつ積み重ねて取らせていきたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（栗林政伸） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 土居議員さんのご質問でございますが、砥部町の国保におきましては資格証明書の発行はいたしておりませんが、滞納者に対しましては、相談事業等行いまして、分割でお支払いいただくとか、どうしても滞る場合はですね、短期の保険証で対応いたしております。これにつきましては、1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証を交付いたしております。また、軽減措置につきましては、広域の連合会で検討中でございます。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 2点ご質問内容があったと思います。まずバランスシートについての見にくいということが1点、それから広報とべでの8月号の決算報告が、目的別から性質別になっているがどういうことかというご指摘だったと思います。

まずバランスシートの関係なんですけど、これは19年の3月31日現在で貸借対照表、これバランスシートですね、行政コスト計算書、キャッシュフロー、資金収支計算書と言いますが、これを作成して公表しておるのは県下で今治市と、砥部町だけでございます。そういう意味から考えますと、よくやっていると褒めいただくかなと思

ったんですが、なかなか厳しいご指摘で、恐縮いたしております。中をご覧になっていただきますと、どうしてもこういうものでございますから数値が多ございます。表現等につきましては、文章は別にいたしまして、表等につきましては基本形がございしますので、ここから離れることは出来ませんので、ご了解いただいたらと思います。私も出しましたバランスシート等の分析表でございしますが、本文を掲げたものと、概要版と2つに分かれております。概要版につきましては今回お配りいたしました、主要施策の成果説明書の161ページから資料3として載せておりますのでご覧いただければと思いますが、これを作成するにあたりまして、我々も全国の公表しておるものを研究いたしました。そういう中で、手前味噌で、この場で言うのもあれなんですけど、わかりやすく表現したというつもりでございします。けれどもなお一層分かり易いものをと考えておりますので、その点長い目で見ていただければと思います。

続きまして、広報とべの関係でございしますが、目的別というのがいわゆる議会費でありますとか、総務費でありますとか、こういうふうなものを出すものでございしますが、その中には人件費も入っておりますから、補助金等の補助分もその中に入ってしまうわけでございます。性質別になりますと、ここにもありますが、建設事業にいくら充てたか、人件費にいくら充てたか、補助金とかにいくら充てたか、起債の支払いにいくら充てたか、こういうものが一目で見えるわけです。二つ出せばいいわけなんですけど、見やすいのは2面に見えるように出すのが一番、一目で見えるということを考えまして、2ページということに限定を考えました。その中で、その性質別を取るか、目的別を取るかということを考えました上では、性質別の方が皆様方に町の支出の状況を分かっていたかややすいと、このように判断いたしました。そのようなこととございしますので、どちらが見やすいかということの主観の違いのようなものがございします。そういうこととご理解いただければと思います。そしてなお目的別につきましては、皆様方お手元に行きます決算書、これにもはっきりと出しますので、更に加工してそれが、その人件費がいくらであるとか、そういうことがお分かりになっていただけた方が、町の状況をなお一層分かっていたかやと、こういうような考えでおりますので、今しばらく決算の、皆さんへの広報での報告というのは性質別を使わせていただければと思います。以上でございます。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） まず、高齢者の福祉のことについてお尋ねします。先ほど言いましたように、高額医療と高額介護の合算制度というんだそうですけれども、それで、ホームページの実は、Q&Aを県の広域連合のを抜いたんですけれども、著しく高額になる場合における財政的な負担を軽減する仕組みでありますと、後期高齢者医療制度の開始に合わせて20年4月から実施されますよというふうに書いておりますので、多分限度額、介護保険と合計した時です、限度額があるんじゃないかなと思えるんですけれども、一切金額面は書いてないんですよ。本当にこうして天眼鏡がいるくらいの文字でしか印字できないんですけれどもね、いろいろQ&Aを見てみますと質問もされてはいますが、私たちがもっと詳しくほしいなという資料は残念

ながら目にすることは出来ませんでした。9月頃にこれが、私が通告したので入ったのか、たまたま時期的に入ったのかという感じなんですけれど、高額医療の中に入りましたけれども、これもやはり政府からくる、この間の税源移譲のパンフレットと同じですね、いわゆる苦しい面は一切書かれないというようなパンフレットですね。良い面が書かれているということなんですけれども、実態はそうじゃないと、やはり私が言いましたように、資格証明だけではなくて、給付が一部止められるということと、それから係り付けのお医者さんが限定されてくるという要素が非常にこの中にあるということですよ。それから定額で、いわゆる何人、人頭割で何人、土居っていう病院にですね、17人が登録しましたよと、そしたらあなたの所は17人の登録ですからいくらの定額ですよと、定額の報酬制度がこれに導入される恐れっていうのが非常に高いということなんですよね。それらを見ますと、皆さんが、あっちの方の、まあ言ったら辻病院の方が、行きよったけんずっと行きたいんやけど。と言ってもですね、なんかそこに登録されると、よほどのことじゃないとよその病院に係れないような仕組みなのかなと、文面からしか読めませんから私には。そういうふうなことをみますと、本当に高齢者を何として扱っているのかなと、これはもちろん皆さんに向かって言ってもしょうがないんですけれども、みんな確実に高齢になられるんです。これは世の中何が平等いったって年をとるほど平等なことはないと私は常々思ってますけれども、本当にここらあたりを議員であられる町長さんにですね、是非お願いしたいのは、ここらのチェックをですね、是非やっていただきたいなど。高齢者というのは、戦中戦後苦しい思いを、一生懸命働いてきてですね、今の時代を築いてきたと思います。それが最終ラウンドになってですね、こんな悲しい制度が設定されるということ、私は本当に残念だなとこのように思っておりますので、議員の町長さんに頑張ってください、何でも国の言うことじゃなくって、本当に、高齢者というのはどのように扱ってあげたらいいのか、一番安心して生活が出来るのかっていうことをですね、頭に入れて頑張ってくださいなどこのように思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから公会計のことなんですけど、松下課長さんが言われましたように、確かにパーセンテージで言ったら、本当に町村のこのバランスシートの発表というのは全国的にも5.何パーセントとかいう類ですから、愛媛県で2つ目っていわれるのは、非常に素晴らしいことであつたんですけれども、実際にはまったくの素人が見た時に、やっぱりここが増えてここが減ったんだなというのが、金額よりもそれが分かればまずは一つは町民の皆様が安心なさるんじゃないかなと思ったんで、表示の仕方がいろいろあるんじゃないかなと私は、本当に素人ですから分かりませんが、そのように思いました。それから財政の面なんですけれども、社会資本というのはですね、本当に寿命があるということを皆さんが忘れてらっしゃるんじゃないかなと思って、下水道のことなんですけれども、2005年度に下水道の下水管が破裂して道路が陥没した件数がですね6,600件、その件数の9割がですね、埋設されてから30年を越えて老朽化しているということなんです。砥部町が工期が30年、返済が60



年。もしこの30年を超えて、30年が40年に近いのか、30年の頭なのかというのは分かりませんが、30年を超えて老朽化ということになりますと、残りの30年ってというのは、工期が終わってその時点から、まあ一期工事の補修工事に、メンテにお金を入れていかんといけん。だから片一方では返済をかけながら、片一方ではメンテに費用をどんどん乗せていかないけんというのは、この下水道工事の問題点かなど。私が思いますに、やっぱり下水道工事というのはですねランニングコストは未来永劫続きます。だけど、合併浄化槽でやると、一時的に皆さんにお金を援助していけば、後のメンテというのは町側としては、負担はゼロなんです。それを考えました時に、ちょうどこの節目の時に、まだ浄化槽に手を付けていませんけれども、ひとつゆっくりと考える時期もあるんじゃないかというのが、この連結決算、これが導入された時に、どうなるのかというのは、町長さんも今まだ分かりませんというお話でしたけれども、非常に怖いものがあるんじゃないかなど。将来延々とですね、子供たちがこの負担を背負っていかねばならない状態に陥るということ。家庭で考えたら、家を建てる時にやっぱりなんぼくらいまでやったら返済可能か、何年で返済しようかなということを考えるのと、まったく同じだろうと思います。やはり、財政学の小西砂千夫教授といたら皆さんご存知だろうと思うんですけども、連結赤字の評価では原因となった事業のですね、特性をよく見極めることが必要ですよとしてですね、農山村では下水道よりもコストの低い合併浄化槽で十分ではないんでしょうかねというコメントを残されております。この方は下水道財政・経営論小委員会のメンバーで、ずっと私も気にしながら、この方のコメントを見続けてきたんですけども、やはりここにきてですね、合併浄化槽という言葉が出ております。私はそういう点で、本当に、砥部町長さんが将来の砥部町の設計をですね、どのように描いていらっしゃるのか最後にお尋ねしたいなとこのように思います。

それから人材育成の件なんですけれども、本当にこれから先はですね、やっぱり先読み、情報の先読みをしていく職員さんが必要であろうかと思っております。人材こそが自主財源というようなことを頭に入れられましてですね、本当にもう一回その支援をする、本当に業務に必要な資格を取りたいという職員に対してですね、温かい気持ちで支援をしていくということを再度検討をしていただきたいなと思ひまして、私の質問はすべて終わりますが、答弁の方よろしくお願ひいたします。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今のご質問いただきました、やはり社会資本整備、これはお金も掛かるしやらなければならない事業がたくさんあると思います。これは下水道に限らず、道路にしてもそうですし、建物の中でもいろんなものがあると思います。そういう中で、我々は採算面と申しますか、財政面を考えながらやっていかなければなりません。先ほども、この前の地震等で30年以上前のいろんな管が破裂したとか、いろんな問題がございました。今、考えますに30年しか命がないというわけでもなくて、やっぱりその30年間にやはり大きな進歩も遂げているのではないかと思います。そういうことで、一概には言えませんが、しかし物は年々古くなっていくことは

事実でございます。そういう中でやはり長い間使えるものとか、それから現在の品質的なものをよく考慮してこれからいろんなものをしていって、実際にどちらが得か、そういうものも考えていかなければならないと思います。そして砥部町の将来ということをごどのように考えているかということでございますが、やはりこの社会資本整備というのはやっていかなければならないというふうに思います。先ほど合併浄化槽で十分だと、下水道まで要らないということのご提案もいただきましたが、現在公共下水道で進めさせていただいております。そんな中で、最近でございますけれども、企業が進出したいという中で、公共下水道はいつ出来るのかというような質問もございました。そういう企業の誘致だけではございませんが、やはり公共下水道というのは一つの大きな工場進出、そしてまた住民の居住に関しても必要であり、また条件の中に入っているのではないかと思います。もちろん財政というのも最優先でやらなければなりません、それと共に、社会資本整備を続けていきたいというふうに思っております。砥部町は将来やはり、みんなが住んで良かったというような町にしなければなりません。そしてまた財政のきちっと整った町といいますか、問題のない町にしなければなりません。そして、土居議員さんも言われてましたように、家を建てても、子供の代にも分割して支払っていただくようなことでございますので、これも払える借金でやっていかなければならない、負の財産だけを引き継いで、建物はもう腐ってしまったけど、お父さんが建てたのを払っておいきよというのではいけないと思いますので、そういうことについても、十分に考えていきたいというふうに思います。また、資格の奨励につきましては、先ほど申し上げた通りでございますので、私はやはりまず職員の能力向上というのが町民サービスにつながると思います。それは例えばあいさつでも同じだと思います。あいさつの能力が向上することによって、町民の皆様へのサービスが行き届くというふうに考えておりますので、これからはいろんな民間の研修も含めてやらせていきたいというふうに思います。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程をすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時54分 散会

平成19年第3回定例会（第2日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成19年9月7日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 開 会                               | 平成19年9月7日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 応招議員                              | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 欠席議員                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志<br>収入役                    佐川 秀紀<br>総務課長                  明賀 徹<br>企画課長                  上岡 洋一<br>税務課長                  武智 充吉<br>民生こども課長          正岡 修平<br>健康づくり課長          相原 宜紀<br>生涯学習課長            大野 哲郎<br>商工観光課長            相田由紀夫<br>建設課長                  萬代 喜正<br>水道課長                  辻 充則 | 副町長                    柳田 稜<br>教育長                    佐野 弘明<br>広田支所長                丸本 正和<br>監理財政課長            松下 行吉<br>住民サービス課長        藤田 正純<br>生きがい推進課長        大西 潤<br>学校教育課長            松村 昇二<br>環境保全課長            日浦 昭二<br>農林課長                  西崎 悟<br>下水道課長                東岡 秀樹 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |

平成19年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

- 日程第1 報告第7号 専決処分第4号の報告について（町道管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第2 報告第8号 専決処分第5号の報告について（町道管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第3 報告第9号 専決処分第6号の報告について（町道管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第4 報告第10号 専決処分第7号の報告について（町道管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 報告第11号 平成18年度砥部町継続費精算報告について
- 日程第6 議案第81号 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第7 議案第82号 砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第83号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第85号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第86号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第87号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第88号 平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第89号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 認定第1号 平成18年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成18年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第18 認定第 4号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 5号 平成18年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 6号 平成18年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 7号 平成18年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 8号 平成18年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第 9号 平成18年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第10号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第11号 平成18年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第12号 平成18年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第13号 平成18年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について

平成19年第3回砥部町議会定例会

平成19年9月7日(金)

午前9時30分開会

○議長(栗林政伸) これから、本日の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 報告第7号 専決処分第4号の承認について  
日程第2 報告第8号 専決処分第5号の承認について  
日程第3 報告第9号 専決処分第6号の承認について  
日程第4 報告第10号 専決処分第7号の承認について  
(報告、質疑)

○議長(栗林政伸) 日程第1報告第7号から日程第4報告第10号までの専決処分の報告についての4件を一括議題とします。本件について、報告を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 報告第7号専決処分第4号の報告についてご説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。次のページ、専決第4号を見ていただけたらと思います。この専決処分は、町道管理瑕疵事故に関する損害賠償額の決定及び和解でございます。損害賠償額は、自家用車タイヤとホイールの破損、57,510円。相手方、砥部町八倉342番地。松尾政俊さん。事故の概要でございますが、平成19年7月14日午後9時頃、砥部町八倉1番地6先町道矢取松前線で、走行中の自家用車が道路中央の穴ぼこにおいて、車体の一部を破損したものでございます。場所は、井関農機のグラウンドの近くで、重信川の堤防を町道として使用させていただいている所で発生いたしました。道路幅員4.2m、穴の大きさは直径80cmで、深さ12cm程度でございました。被害者からは、当時は雨が降っていて視界が悪く、穴にも水が溜まっていて、まったく気付かなかったとの申し出がございました。また、この同じ穴により報告第8号、第9号、第10号の3件も同じ事故が発生いたしました。次に報告第8号をお願いいたします。損害賠償額は、自家用車タイヤホイールの破損、44,604円。相手方は、砥部町拾町290番地。藤井望美さんで、平成19年7月16日午後9時10分頃発生をいたしました。次に、報告第9号をお願いいたします。損害賠償額は、自家用車のタイヤとホイールの破損、66,717円。相手方は、松山市桑原1丁目7。戒田なほみさんでございます。平成19年7月16日午後10時頃発生をいたしました。次に、報告第10号でございます。損害賠償額は、自家用車タイヤとホイールの破損、58,590円。相手方は、松山市山越1丁目4の34。加藤久幸さんで、平成19年7月15日午前5時頃発生をいたしました。この4件の示談の内容といたしましては、自動車の修理費の9割を町が負担、1割を被害者負担

として調停をいたしました。なお、損害賠償額はすべて保険適応でございます。道路を管理する上で、このような事故を発生させ、誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないように道路維持、管理に一層の努力をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で報告を終わります

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14番田室博志君。

○14番（田室博志） 今回の報告なんですけれども、この事故の概要をみてみますと、14日の午後9時から始まって最終は16日の午後10時ということになっておりますけれども、これ一件ずつ現場を確認したんじゃないかと思いますが、それぞれに、あまりにも14、15、16ということで、かなりの時間同じ内容のことが起こったと、そこらあたりどのように対応したのか説明をお願いします。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 田室議員さんのご質問にお答えします。私どもがこの穴ぼこの発生を知りましたのが、15日の午後10時30分、警察署から電話があり、その時点で確認をいたしまして、即現場に行きまして、埋めた状態でございます。その間に、被害に遭われた方は、私どもに申し出がございませんでしたので、私どもが確認のしようがなかったこともございまして、被害者との話は、その後、個別にさせていただいた状況でございます。この時の状況でございますが、7月の12、13、14、15というのは、台風4号が接近しておりまして、総雨量140ミリ程度の雨が降ったり、止んだりした状況でございます。また、この場合、穴ぼこに水が溜まっておったという状況でございます。ものすごく見えにくかったというような状況もございまして、誠に申し訳ないことだと思っております。以上です。

○議長（栗林政伸） 田室博志君。

○14番（田室博志） 最終が16日の午後10時になっておりますけれども、そこらあたりどうでしょうか。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 失礼いたしました。16日月曜日の午後10時30でございます。訂正させていただきます。すいませんでした。

○議長（栗林政伸） 4番土居美智子君。

○4番（土居美智子） 私もちよっと田室議員さんが今質問されましたように時系列でみた時に、なんでっていう気がした。ちょうどこの時が、連休、15、16日と連休ということもあったんだろうと思うんですけれども、町長にお尋ねしたいのは、もしこういうふうですね、夜間、今回も午後10時30分に知ってから、即穴を埋められたということですか。夜間とか、休日とか、そういう時にこういう事故が起きた時に、職員の意識としては、今課長さんから聞けば、即穴埋めの工事を行なったということで、それはもう事前に知らせるとか、そういうことなくして、職員がそういうふう動くことについて町長さんの方については了解という形で、我々もそうでなければ、いちいちどこかに電話を掛けて許可をもらってするのではなく、即ということ

については、町長としても了解ということによろしいんですか。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、土居美智子議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。我々は、住民の皆さんのサービスに事欠かないように、できるだけ早く対応ということで、即対応ということをやっております。そういうことで、こういう事故の連絡があった場合には、すぐに対応するようにしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗林政伸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） ありがとうございます。私別に批判したんじゃないで、是非そうあってほしいなという気持ちで、町長さんに確認を入れさせてもらったことであって、やはりこれが知らなかったという、当然毎日、毎日、町道全部見回るわけじゃないので、以前にも言われましたように穴ぼこがあったら知らせてくださいよという前向きな姿勢で我々にも発言があったと思います。これからもやはり、こういう事故が、本当に偶然にこういうふうに連続して起きたんであろうと思うんですけども、是非、前向きな姿勢で取り組んでいただいて、危険箇所については即対応ができるようにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（栗林政伸） 16番。山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっと遅刻してしまいまして、本当に申し訳ございません。早速ですけども、事故ということなのですが、数年前、同じ八倉の所で事故が起きたというふうに、私、記憶しておるのですが、その後どうなっておるのか。道の整備とかは、その後したのか。そういったこと、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 山本議員さんのご質問にお答えします。この箇所につきましては、平成18年にも同じような瑕疵事案がございまして、1カ月に2回、必ず行くようにしてございまして、この時期も7月5日、私どもの方は、既にパトロール実施し、オーバーレイしてございまして、ひび割れがいて、はく離された状態であったために、既に業者さん、町の職員の仮復旧では間に合いませんので、発注は既にしてございました。部分補修ということではしてございました。ただ、ここで申し上げると言い訳になるかもしれませんが、発注は既にしてございまして、雨の状態がございまして、遅れたこともこれは事実でございますので、私どもの方もあそこは、工業地域であり、大型車輛もよく通るといってございまして、また、一般の通行量も多いと、ただ今回の事故におきましては、本来視界がある程度前が見えれば、皆さん回避して、安全運転の義務がございまして、皆さんそれで回避していただいております。今回の場合については、夜非常に暗い時、また、雨が降っていった状態で、雨雲が多く、非常に見えにくかったというような状況もございまして。また、今後この場所については、私どもの方も部分補修ではなく、ある部分予算の確保をさせていただいて、全面やり替えというようなことも、検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。



○議長（栗林政伸） 18番。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 課長これには、原因があったと思います。原因は、もぐらなのか、地質的なものなのか、あるいはそういうときに大きさによって鉄板を上置いて、あれすることも一つの選択であったと思いますがいかがですか。

○議長（栗林政伸） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） この道路につきましては、重信川の管理を直接しておる国土交通省の堤防を借りて道路使用させていただいておる状況でございます。その中で、今の現状の道路のなかに鉄板等を敷いて補強するというような形については、その部分については、国土交通省の方から許可が出ませんので、私どもの方は、今後、舗装厚を強くしたり、舗装厚をもっと大きめにしたり、いろんな工法の中で、国交省と協議して維持管理に努めたいと思っております。ここの部分につきましては、私どもの推測される原因といたしましては、非常に大型車両が通るということで、普通の一般の普通車が通る道路に比べて、舗装のもつ頻度が少ない、つまり非常に劣化しやすいと考えております。これが最も大きな原因で、一回亀裂が出てくると、またそこに雨が降ると、大型車両等が通るとはく離してずれてくると、そこのまた水が溜まってくるといような状態が一番大きな原因ではないかと思われま。

○議長（栗林政伸） 16番。山本典男君。

○16番（山本典男） 今回だけでなく、この数年間、やはり町の財政が非常に悪い状況の中で、財政の立て直しというような中で、いろんなそういうような見直し、あるいは、そこらへんの所がやはりおろそかになる傾向にある。まあどっちかという、予算を見てもですね、なかなか産業建設、建設の所には金が回りにくい状況にあるというのは、これ事実でありますし、また、まったく違っておると言えないわけですが、しかし、お金がないから直さないということではいかんと。やはり必要なところは最低でも、優先的にやっていくと。全体として、そういうふうなところから担当課、あるいはもっと上の人も含めて、そういうふうな住民サービス、あるいは安全、福祉、こういったものに対してですね、やはりもっと出来るようにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（栗林政伸） この問題については、議長の私もちょっと言いたいんですけど、月曜日の産建委員会でまた機会がありますのでお願いします。質疑を終わります。以上で報告第7号から報告第10号を終わります。



日程第5 報告第11号 平成18年度砥部町継続費精算報告について  
(報告、質疑)

○議長（栗林政伸） 日程第5 報告第11号平成18年度砥部町継続費精算報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下監理財政課長

○監理財政課長（松下行吉） 18年度継続費の精算についてご報告いたします。報告第11号、平成18年度砥部町継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地

方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。我々の自治体予算は、単年度を原則としておりますが、事業の終了までに数年かかる場合はあらかじめ予算に定めることによりまして、支出をすることが出来るようになります。これを継続費と言っておりますが、継続費を設定した場合、事業がすべて終了しましたら、継続費精算報告書を調製し、決算認定の関係書類と併せて、これを議会に報告するということが規定でございます。17、18年度と、2カ年にまたがる事業を継続費を設定し、完了した事業が3件ございましたのでここにご報告いたします。内容でございますが、1枚めくっていただきまして、砥部町継続費精算報告書をご覧ください。一般会計の方で、2款総務費1項一般管理費で町勢要覧、それから砥部町の紹介ビデオ作成事業を行っております。次に10款教育費5項社会教育費で中央公民館改修事業を行っております。特別会計の方といたしまして、農業集落排水特別会計で、1款事業費1項農業集落排水事業費で、総津地区処理施設建設事業を行っております。内容でございます。それぞれ計の所をご覧ください。なっていたいただきたいんですが、町勢政要覧、砥部町紹介ビデオ作成では、予算額703万5千円に対して実績といたしまして、真中の所でございますように604万9千円、不用額が98万6千円出たわけでございますが、この分につきましては、市町村合併補助金を充てておりました。市町村合併補助金は、この不用分、他の事業に回ったということでお考えいただいたらと思います。次に中央公民館の改修でございますが、講堂の屋根であるとか、内部の空調設備を改修いたしました。予算額が全体で8,838万4千円に對しまして、実績は6,961万5千円、不用額が787万8千円ありまして、この分は一般財源でございまして、そのまま繰越等の財源として残りました。それから農業集落排水の方でございますが、総津地区の処理場として、土木建築工事それから電気機械設備工事を行いました。この分の利用でございます。予算額が1億8,610万円に對しまして実績として1億5,275万3,500円ということで、不用分が3,334万6,500円出ております。不用額が非常に大きくなりましたのは、計画段階と実施設計段階で、更に内容を詰めまして、機器構成等の見直しを行いました。設計自体を縮小したこと、それから入札によります入札減少金が出たためでございます。以上のとおりご報告いたします。ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。以上で報告第11号を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第81号 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第6 議案第81号交通事故に係る和解及び損害賠償の額

を定めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第81号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。次のとおり和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を定めることについて議決を求めるものでございます。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。まず提案理由をご覧ください。提案理由につきましては、和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項これは議会の議決に関することとございます、第12号和解に関することとございます、及び第13号損害賠償の額を定めることとございます、これらの規定により、提案するものでございます。1、損害賠償額104万2,874円。これの内訳でございますが、人的損害、治療費でございますが57万8,171円。物的損害、修繕費でございます46万4,703円。2、相手方の住所は愛媛県松山市室町二丁目5番地30。氏名は伊賀上謙継さんでございます。3、事故の概要につきましては平成18年12月12日午前9時45分頃、砥部町中央公民館前の国道33号において、砥部町公用車と株式会社ほけんネット21所有の軽二輪車250ccのスクーターでございます、これとが衝突し、公用車及び軽二輪車は破損、軽二輪車を運転していた伊賀上謙継さんが左足を骨折したものでございます。今後におきましては交通事故を起こさないよう、十分気を付けて仕事に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上で議案第81号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番山本典男君。

○16番（山本典男） 車社会ですから、事故は当然起きることは仕方がないと思えますし、またそれによってこういうふうな損害賠償うんぬんのことが出てくるのは仕方がないことであろうと思えます。しかし、これ起こさないことも大事だし、そして注意を促さなければならない。これには今の案件にはどちらが8対2とか、5対5とかいっちょも書いてないので、また誰がしたかというのも書いてないのですが、それは置いとってかまんのですが、そういう部内で事故が起きた時に、上司があるいは上の者が注意をしとるのかどうか、これからやりますという話もありましたが、個別にちゃんとっておるのか、それはやはりしとかないと同じ過ちを繰り返す、保険で出る世界ですからかまんがということで片付けたんではいかんので、その点についてはより上司がそのことについて、言ったのかどうか。あるいはそういうことについて規定があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご意見に対してですが、事故を起こした時にすぐ本人の方から現況報告を受けております。それで、事故は起きるんですが、どちらかに落ち度はあるわけなんです、特にその時の聞いた話では特段こちらの方に重大な過失があったわけではなく、口頭では厳しく注意いたしました。そ

れは私も注意いたしましたし、担当課長もすぐ、うちに連絡する前にそのことを知っておりましたから、ちゃんと対応したと思っております。以上です。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 一応分かったような、分からんような話を聞いたんですが、特段な落ち度がなかったということの中で、しかし、この人的損害、物的損害の保険がおりとるわけですから、今ごろの保険は知りませんが、5対5とか8対2とかいうことによって、お金がおりるんじゃないかと思ったりするんですが、どんなんですかね。まったく過失がないのに、どれくらい大きい事故かわかりませんが、それだけでは、今の総務課長の答弁だけでは私としては納得いかないんですが。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 山本議員さんのご質問にお答えします。事故後すぐ連絡が入りまして、私の方からも総務課に連絡したわけですが、総務課には本人の方から連絡しておりました。そして私の方はすぐ現場に駆けつけまして、現場検証に立ち会ったわけでございます。そしてその後、警察が来まして事故処理ということで。結局、国道33号線、中央公民館の前で事故が起きたわけですが、こちらから出るのは中央公民館の横と消防署のあい中の所から出たわけです。狭いところから大きいところへ、大きい自動車と相手はスクーターでございます。ですから事故割合は9対1になりまして、向こうが1で、こちら側が9になりました。そしてその後すぐ課内に帰りまして私どもの生きがい推進課の仕事では保健士がご存知のとおりしております。そして訪問訪問でしょっちゅう出ることが多くございます。そしてそのたんびにいろいろ、帰ってきては出て、一日中出ておりますので、十分交通事故には気を付けるよう左右確認等、狭い道から大きい道に出る時、大きい道から狭い道に出る時、十分気をつけてくれと注意はいたしました。以上です。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 今聞いたらですね9対1ということなんで、総務課長の話のように特段なかったということにはならない、ただし私はこれは罪人を作ってどうやらこうやらを言いよんではない。つまりどういうことを指示をして、またちゃんと本人が反省するようなことを言ったかどうかそれを確認しとるんで、その点あいまいにしてするような言い方はちょっと違うんじゃないかと、そのへんのところお願いしたいと思います。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 山本議員さんのご意見なんですが、先ほども申しましたように事故が起きてすぐに、うちの方には詳細な報告を受けました。うやむやにはいたしておりません。それと当然事故ですから、これは避けようと思っても相手がおることですから、十分な注意を払って、なおかつ起きた事故であればですね、これ以上本人を責めても当然仕方がないんで、後はもう決められたルールどおり処置していくしかないと思います。うちの方も、職員に事故の報告を受けて、放っていた訳ではございません。ちゃんと注意をいたしましたし、今後こういうことの無いようにとい

う指導は十分しております。以上です。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） まあちょっとこの話で、そんなに長い間するつもりはなかったんですが、今の話にしてみたら9対1なのか、1対9なのか全然わからんような話なんです。明賀課長の話から聞くと、いわゆる砥部町の過失が1で、相手の過失が9だという言い方。また違う課長の話ではちょっと違う逆の話となってるんで、そこらのところがですね、まあもちろん、情報あれによってせないかんし、また先に言ったように、罪人を作ることが目的ではないんで、それはいいんだけど、やはりちゃんとかういうことについて、次からは起こさんよという話をですね、きちんと出来るようにしていただかないと、いろいろなことがあって起きたんは間違いはないんだけども向こうがたまたま出て、運が悪かったけんいかん、そういう論議だけではですね、ちょっと、これ100万位いっとるでしょ。こういうことに対して、これもある一種の税金ですから。税金いうたってそれは一つの想定の中にあるわけだから仕方ないけれども、やはりそういうことについての認識を持っていただいて、自分が腹が痛まんからというような観点ではですね、私としては承認できないというふうに思います。

○議長（栗林政伸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山本議員さんからのご質問、そのとおりだと思います。やはり過失割合というの重要なポイントになると思いますので、この点につきましてもやはり当方の職員が9という責任があるわけでございますので、この点につきましては私どもも十分注意をしたいと思います。これからも事故のないように対応しますし、また事故というのは必然的というわけではありません。偶然に起こるものではありますけれども、やはりまず一番注意が大事だと思います。やはり過失の責任割合というの重要なポイントになると思いますので、今後十分気を付けたいと思います。

○議長（栗林政伸） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 随分長引いていることなんですけれども、実は、交通事故というのは私ももらい事故で、正面衝突をしたことがあります。本当に、避けようにも避けきれない事故もあるということなんですけれども、やはり起きた後のですね、ご本人がその相手に対してどういう処理をしたのかという問題と、それから後、当然事故処理についてはその警察等ありますけど、まずご本人に対してどういうふうに処理をしていったかということ。それと後、この砥部町の役場の中でですね、この事故の例を生かして、今後自分たちがどういうふうに取り組むということ、方向性を決めたと。結局起きたものをどうこうというよりも、その後、この例を生かしてどうしたのか、取組んできたのか、やはりこれがこれから先のポイントになろうかと思います。起こした人、いくら叱っても一番こたえとるのはご本人だと思いますので、その後の砥部町が取組んだ策といいますか、みんなへの啓蒙といいますか、そういうことは、どういうようなことをされたのかを、お聞きしたいし、ぜひそういうふうな取り組み

をですね、やってもらいたいなと思います。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 生きがい推進課の職員のことですので、私が答弁いたします。事故が起きた後、すぐ年次休暇を取りまして、入院している病院に見舞いに行きました。そして、その後骨折でしたので、事故を起こした本人が退院されました。その後も、毎日事務所の方へ5時過ぎてから、どんなですかという状況は伺いに行っております。そして、向こうの方が恐縮いたしまして、もう来なくていいですよと言ってくれたんですけれども、1週間ほどは続けて行きました。そして向こうも好意的に思ってくれまして、まあ気を付けてくださいということで終わっております。以上が事後報告でございます。そして山本議員さんのご質問の、事故の状態でございますが、うちの公用車につきましてはバンパーがちょっと擦ってへこんだ程度で、相手はスクーター、自動二輪の大型のスクーターでございます。プラスチックで出来ておりますので破損したわけでございますが、そしてその時にこけて骨折をしたわけでございます。以上です。

○議長（栗林政伸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 土居議員さんのご質問なんですが、繰り返すようですが、事故の後の対応につきましては総務課の方も、直ぐに病院に見舞いに行けということを行いました。当然その後の対応は今までやってきていただいております。それともう一点、今後これをどう生かすかということですが、十分これは、いい例ではないんですが、これを教訓に生かしまして職員に指導してまいりたいと思います。以上です。

○議長（栗林政伸） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第81号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第81号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月14日の本会議でお願いします。



## 日程第7 議案第82号 砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第7議案第82号砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第82号砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成

19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。今回の改正は、郵政の民営化等の施行に伴う関係法律等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文中の語句の整理をする必要が生じたため改正するものであります。改正内容につきましては、お手元の新旧対照表でご説明をさせていただきます。右側の改正欄をご覧くださいと思います。アンダーラインの部分が今回改正を行った箇所です。第2条第1項第4号の改正につきましては、左側にあります、現行条文から郵便貯金という語句を削除しております。それから同条同項第6号の改正につきましては、法律名が「証券取引法」という法律から、「金融商品取引法」に改正されたことに伴いまして、同じく「証券取引所」という文字につきましても「金融商品取引所」に改めております。内容につきましては特段変わったことはございません。語句の整理にとどめております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第82号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議案第82号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月14日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第8 議案第83号 砥部町保育所条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（栗林政伸） 日程第8議案第83号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） それでは議案第83号砥部町保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。砥部町保育所条例の一部を改正する条例（平成17年砥部町条例第93号）の一部を次のように改正する。第14条を第15条とし、第13条の次に、次の1条を加える。「（私立認定保育所についての適用除外）第14条、第4条から第10条までの規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所における保育の実施に係る児童及びその保護者については、適用しない。」附則、この条例は、平成19年10月1日から施行する。提案理由でございますが、私立認定保育所の認定に伴い、条例を改正する必要が生じたため提案するものでございます。第14条中に私立認定保育所という言

葉が出てまいります。これは就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供に関する法律第10条第1項第5号におきまして、「認定こども園である保育所または、認定こども園である幼保連携施設を構成する保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置するもの）に限る。市町村以外のものが設置するものに限る。以下「私立認定保育所」という。」というふうに規定をされております。認定こども園は、この法律の施行に伴いまして、昨年10月1日から都道府県知事の認定を受けて設置することが可能となっているところをごさしまして、愛媛県におきましては、現在のところ1箇所だけでございますけれども、本年7月2日に松山市の久米窪田でございますけれども、東松山幼稚園、それと東松山保育所が私立の認定こども園として認定されたところでございます。通常の保育所への入所の場合には、公立私立の保育所を問わず、市町村に利用の決定や保育料の徴収等の権限がございまして、それについて砥部町保育所条例で規定がなされているところがございますけれども、認定こども園への入所の場合は、法律で利用希望者が施設に直接申し込みを行って、保育料も施設が設定して保護者から徴収するというふうに、利用者と施設との直接契約となります。従いまして、これによりまして私立の認定保育所の利用に関しましては、砥部町保育所条例における入所、また保育料、入所の取り消し等に関する規定等、条文の一部に適用されない部分が生じたため、その部分について適用除外の規定を設ける必要があるため改正するものでございます。現在のところ、本町にはこの私立認定保育所の利用者はおりませんので、該当者はございませんが、今後においてはこれを利用するケースも発生することも考えられますので、今回条例の整備をするものでございます。別紙の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。改正案のところでございますが、砥部町保育所条例の第4条で、入所の許可ということで、町長が承諾をすると。第5条で入所の不承諾、6条の保育料、7条の保育料の減免、8条の保育料の納入方法、9条の既納の保育料、第10条の入所の取消し、これらについて町長が決定あるいは定めるという規定がございますけれども、この4条から10条につきまして、第14条といたしまして、私立認定保育所については適用しないという規定を設けるものでございます。そして第14条の委任事項を第15条に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） これ、関連になると思うんですけど、この間新聞を見よるとですね、保育所の保育料の滞納がですね、県下で一番で、非常に一番で嬉しいような話やけど、ように見たらそういうような話で自慢にもなるんですが、その後ですね、どういうふうな原因がどこにあり、またどういうふうな対策をしたか教えていただきたいんですが。

○議長（栗林政伸） 山本議員、この問題は議案には出てないんで。

○16番（山本典男） これ第6条、第7条にちゃんと出ているですね。今回のことに関しては、私立保育園の話ですから。だからそれに関連で聞くんですけども。別



に討議するんですか。

○議長（栗林政伸） 厚生常任委員会に。

○16番（山本典男） 議案に出てこなんだから、厚生で取り上げるんですか。厚生で議案でしとんですか。今回あがっておるんですか。

○議長（栗林政伸） 厚生で議案であがらなんでも、厚生の場合は委員会やから言えるでしょう。

○16番（山本典男） ほしたら、我々には発言する権限がないということですか。つまり厚生常任委員会の者だけがその問題について発言する権利があつて、議員にはないということですか。これは私の認識ではですね、そういうふうに分けておるのは、多分いろんな案件が非常に多いから、ですからそれぞれ専門のところを設けてつくるというのを便宜上しとんで、一つのことについて決定をするときには、全体がですね、通らなければ通りませんよ。これは厚生が通ったからといって通るわけじゃないです。そこのところ確認してください。

○議長（栗林政伸） ではここでいったん休憩します。休憩を利用して議運を開きます。

休憩 午前10時23分

再開 午前11時10分

○議長（栗林政伸） 再開します。ただ今の山本議員の質問に対して、私の方から厚生の方にということを言いましたが、この件については取り消しをさせていただきます。そして、山本議員の先ほどの質問は、関連がありますので、質問を許しますのでお願いします。

○16番（山本典男） 議長、ありがとうございました。関連質問なんですけれども、その保育所条例に関しての関連質問なんですけど、先日ですね、愛媛新聞にも、県下で一番徴収の率が悪いと出ておったんで、非常に驚いたんですけど、それは何の原因であり、その後どういう処置をしたのか、そのへんのところお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（栗林政伸） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。保育料等の未収につきましては、ただ今お話がございましたように、全国的にこういった保育料等の滞納が増えておるといふような中で、砥部町も発生しているということで、また滞納者数におきまして、その比率が、砥部町が9.8%ということで県下で一番高かったといふようなことで、報道をされたところでございます。これにつきましては、皆様方に大変ご心配をおかけしましたとともに、また保育料を払っていただいた方に対しましても、不公正、公正さを欠いているということで、今後この滞納の徴収につきましては、力を入れてやっていかなければならないと思っております。今回滞納が発生した原因としましては、平成16年度までは、保育料等につ

きまして、各施設において直接保護者から保育料を徴収するというような方法をとっておったわけなんですけれども、17年度から口座振替、また納付書による徴収を選択される方については、金融機関での支払いに切り替えております。それによりまして、口座振替は非常に便利なわけなんですけれども、口座に残金がない場合には、その引き落としができないという場合。また直接保育所での徴収でございませんで、今ひとつ支払いの意識というものが薄れていたのではないかと。また町としても、そこらあたりの徴収について今ひとつ力不足というか、抜かっていた点もあったというふうに反省をしているわけでございます。それで不納額でございますけれども、18年度決算におきましては、130万円の未収金が出ております。これの内訳としましては、平成17年度分の保育料の滞納分が24万1千円。18年度分が105万9千円。新聞報道に出ておりましたのは、国の方が調査いたしまして18年度のみについての滞納額ということで、額に若干誤差がございますけれども、そのような状況になってございます。それで17年度につきましては、滞納者は3名ございました。18年度分につきましては保育所以外に放課後児童クラブ等の滞納分もございましたので、21名という人数になっております。合わせて24名ということでございます。この中には、出納閉鎖時点での滞納額ということで、1カ月、2カ月分の納入が遅れていたという方もおられます。またその後の指導等によりまして、現時点では、17年度分についてはまだ1人残っております。18年度分について6名の方が残っております。合わせて7名の方が残っておるわけなんですけれども、現在、中には必要に応じて家庭訪問等も行いまして納めていただいた方もおります。それ以外の方につきましても、電話等で納入のお願いをするなりして、順次納めていただいているところでございます。中には高額の方もおりますので、3名の方については分納によって無理のないような支払いをしていただくということで話し合いをしまして、実際に納めていただいているという状況でございます。今後につきましては、こまめに滞納の状況等調べまして、滞納がある場合には早い時期にこの納入についての勧告をするということで、対応をさせていただいて、今後滞納のないように十分力を入れてこの収納の方もやっていきたいと考えております。以上で説明とさせていただきます。

○議長（栗林政伸） 山本典男君。

○16番（山本典男） ご答弁ありがとうございました。とにかくこういう経済状況ですので、払いたくても払えん場合もあるでしょうけれども、しかし税とかああいうものに対する倫理観とかも薄れてきておる状況で、この間の新聞とかも見たらだいたい都市部を中心にそういう滞納が多いと。しかし松前などはですね、比較的優秀な徴収率であるわけですから。やはり知恵を出して、一概に、いわゆる都市部だからいかんというわけじゃないですけれども、一応、課のですね、努力によってぜひ徴収率を上げていってもらいたいと思います。とにかく1カ月溜めるとですね、1カ月溜めるといふなら払えるんですけれども、2カ月3カ月溜めるとですね、どうしようもないというふうなことになるますから、それを溜めないような形でこまめに徴収していくということが、徴収を上げる根本ですから、そのへんをまた気を付けてですね、頑張

っていつていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（栗林政伸） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第83号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第 9 議案第84号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第85号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第86号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第87号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第88号 平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第89号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（栗林政伸） 日程第9議案第84号から日程第14議案第89号までの平成19年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。一般会計補正予算書1ページをご覧ください。議案第84号平成19年度砥部町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条として歳入歳出補正予算、5,408万7千円を追加し、累計60億714万4千円とする。第2条として債務負担行為の補正をいたします。第3条として地方債補正を行います。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。予算書から入りますが、お手元の方にあらかじめ配布しております平成19年度9月補正予算の概要という資料をお開きいただいたらと思います。1ページに累計と対前年比較を載せております。一般会計補正予算、累計60億714万4千円。対前年と比べますと、5,971万円の増でございます。主な要因としましては、後期高齢者医療システム、これが4,800万、19年度は臨時的に入っております。それから農業集落排水、総津地区の農業集落排水の関係で公共施設の接続を行うため3,900万の臨時的な費用があります。それから議場の改修等で1,700万円を予算を入れております。こういう臨時的な用件が重

なりまして、9月補正の段階で18年度と比較いたしましたし、5,900万ほど19年度の方が大きいというような状況となっております。次に2ページの方をご覧ください。歳入歳出補正で全体的なことといたしましては、人件費補正を行っております。人事異動に伴いますものと、退職された方がございました。それで一般会計の方で、総額で1,004万1千円を減額するような、人件費についてはそういう形になっております。あと歳出につきましては、個々に書いておりますし、委員会の方でご審議もいただくとお思いますので、省略させていただきます。5ページをご覧ください。この財源でございますが、一番上でございますように、今回の補正の財源は国庫支出金を695万1千円。繰入金、財産収入などその他特定財源を1,392万4千円。一般財源を3,321万2千円あげております。一般財源につきましては、地方交付税2,821万2千円と臨時財政対策債500万円を充てております。次に債務負担の補正でございますが、この庁舎の電話交換機が老朽化いたしまして、少しトラブルも出てきておるようでございます。今年度中に交換するということで、補正予算に計上するとともに、以降債務負担を設定いたしております。20年度から25年度まで、限度額として623万7千円を追加いたします。最後に地方債の補正でございますが、臨時財政対策債の借入限度額を500万円増額いたしまして、2億6,500万円と変更するものでございます。利率等の限度については変更ございません。以上簡単ではございますが、一般会計補正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 議案第85号についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算（第1号）。平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,848万円とする。2号、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。それでは第1表につきましてご説明申し上げます。3ページをお開きください。まず歳出の方でございますが、1款総務費1項施設管理費で54万5千円の補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、職員手当等の見直しに伴います人件費補正でございます。歳出合計が1億2,848万円でございます。続きまして歳入の方でございますが、2ページをお願いいたします。9款繰越金1項繰越金補正額54万5千円でございます。繰越金を充当させていただきます。歳入合計1億2,848万円でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第86号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。保険事業勘定の補正につつま

しては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,692万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,614万1千円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。3ページをご覧ください。歳出より説明させていただきます。今回の補正につきましては、地域支援事業費では、2項内の予算において事業の見直しによる予算の組替、そして基金の積立金及び償還金等をお願いするものでございます。補正額の欄をご覧ください。4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費におきましては、事業の実績による見直しを行い、2項内の予算におきまして、組替を行うもので補正額はありません。5款1項基金積立金におきましては、2,504万円を計上しております。介護保険事業運営基金への積立金でございます。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金におきましては、2,188万3千円を計上しております。18年度の実績に基づき交付額が確定いたしましたので超過交付分の償還金等でございます。歳出合計は、4,692万3千円を計上いたしております。この財源につきましては、2ページの歳入をご覧ください。補正額の欄をご覧ください。4款1項支払基金交付金におきまして、介護給付費交付金の18年度分の追加交付金で394万8千円。8款1項繰越金におきましては18年度からの繰越金で4,297万5千円。歳入合計4,692万3千円を計上いたしております。以上で議案第86号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第87号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,433万3千円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項公共下水道事業費で今回365万8千円の補正をお願いいたしております。今回の補正でございますが、人事異動に伴います職員1名増になったことによります人件費の補正をお願いいたしましたものでございます。その財源でございますが、2ページで2款1項他会計繰入金一般会計からの繰入金で365万8千円の財源を充当させていただくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第88号平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。平成19年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,882万円

とする。第1条第2項は省略させていただきます。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、扶養手当、児童手当等の職員手当と、共済組合への負担金に不足額が生じることとなったため、補正をお願いするものでございます。3ページ歳出をご覧ください。1款1項浄化槽点検管理費で47万8千円補正をお願いし、歳出総額を1億1,882万円とするものでございます。その財源でございますが2ページ歳入、5款1項繰越金を47万8千円追加し、歳入総額を1億1,882万円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第89号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。第1条、平成19年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条の収益的支出の内容でございますが、第1款上水道事業費用第1項営業費用を9万9千円増額するものでございますが、人事異動に伴う人件費36万9千円の減額と、地震に備えまして麻生第7川井大谷配水池に緊急遮断弁を設置いたしております。その保守点検委託料46万8千円を増額するものでございます。第3条の資本的支出におきましては、人事異動に伴う人件費の増額を403万円をお願いするものでございます。第4条では資本の職員給与費の合計をお願いするものでございます。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第84号から議案第89号までの平成19年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第89号までの平成19年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月14日の本会議でお願いします。ここで昼食のため一旦休憩をします。再開は午後1時10分とします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時08分

- ~~~~~
- 日程第 15 認定第 1 号 平成 18 年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 2 号 平成 18 年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 3 号 平成 18 年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 4 号 平成 18 年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 平成 18 年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 平成 18 年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 7 号 平成 18 年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 8 号 平成 18 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 9 号 平成 18 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 10 号 平成 18 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 11 号 平成 18 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 12 号 平成 18 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 13 号 平成 18 年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について

(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長(栗林政伸) 日程第 15 認定第 1 号から日程第 27 認定第 13 号までの平成 18 年度歳入歳出決算認定に関する 13 件を一括議題とします。本案について説明を求めます。佐川収入役。

○収入役(佐川秀紀) 認定第 1 号平成 18 年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により別添、平成 18 年度砥部町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成 19 年 9 月 7 日提出。砥部町長中村剛志。18 年度の決算規模につきましては、一般会計と特別会計の累計で、歳入 149 億 8,561 万円。歳出 141 億 9,745 万円で、実質収支額が 7 億 7,213 万円となっております。対前年比で見ますと、歳入が 5.3%、歳出が 7.9%の伸びで、実質収支額が 19%減少しております。

一般会計だけでみますと対前年度比で歳入決算額が8.4%、歳出では6.8%減少しております。しかし、町全体では昨年度から公共下水道特別会計を設けたことなど、特別会計が拡大しておりますので全体の規模は伸びております。また、実質収支額が大幅なマイナスになっておることにつきましては、国保事業会計でマイナスになったことと、一般会計では決算余剰金を財源に財政調整基金へ3億円積み立てたことによるものであります。なお、今回の決算認定におきましても、議会で決算特別委員会を設けて審議いただけると聞いておりますので、内容については簡潔に説明させていただきます。

それでは決算書(1)、一般会計の方の2ページをお開きください。歳入でございますけれども2ページ、3ページをお開きください。収入済額の欄でご説明をさせていただきます。1款町税18億4,441万3,472円、占める割合が27.4%でございます。2款地方贈与税2億6,295万1,896円、3.9%でございます。3款利子割交付金928万7千円で0.1%。4款配当割交付金761万3千円、0.1%。5款株式等譲渡所得割交付金が674万7千円、0.1%。6款地方消費税交付金2億1,262万6千円、3.2%。7款自動車取得税交付金が4,437万9千円、0.7%。8款地方特例交付金4,822万2千円、0.7%。9款地方交付税22億5,365万8千円、33.5%。10款交通安全対策特別交付金422万6千円、0.1%。11款分担金及び負担金1億6,797万1,201円、2.5%でございます。次のページをお開きください。4、5ページでございます。12款使用料及び手数料、収入済額1億1,001万6,338円、1.6%でございます。13款国庫支出金2億3,902万4,247円、3.6%でございます。14款県支出金が2億9,641万4,433円、4.4%でございます。15款財産収入733万9,324円、0.1%でございます。16款寄附金871万5千円、0.1%でございます。17款繰入金968万4,510円、0.1%でございます。18款繰越金7億2,462万6,792円、10.8%でございます。19款諸収入1億1,152万9,937円、1.7%でございます。次のページをお開きください。6、7ページでございますが、20款の町債でございますが3億5,620万円、占める割合が5.3%でございます。歳入合計67億2,564万5,150円。不納欠損額が749万7,743円。収入未済額が1億5,611万3,168円。不納欠損額につきましては、すべて税金でございます。収入未済額の主なものにつきましても税金でございます。以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開きください。8、9ページでございますが、歳出についてご説明申し上げます。ここでも支出済額だけご説明申し上げます。1款議会費1億158万6,734円、占める割合が1.6%でございます。2款総務費7億7,910万5,090円、12.6%。3款民生費14億8,892万2,333円、24.1%でございます。4款衛生費5億1,005万6,593円、8.3%でございます。5款労働費10万円、0%でございます。6款農林水産業費3億323万3,089円、4.9%でございます。7款商工費1億3,061万8,480円、2.1%でござ



います。次のページをお開きください。8款土木費3億2,562万830円、5.3%でございます。9款消防費2億8,276万1,374円、4.6%でございます。10款教育費7億6,898万8,884円、12.5%でございます。11款災害復旧費8,278万2,500円、1.3%でございます。12款公債費10億8,550万413円、17.7%でございます。13款諸支出金3億848万479円、5.0%でございます。14款予備費0でございます。歳出の合計が61億6,775万6,799円。翌年度の繰越額が1億4,999万6千円となっております。以上で歳出の説明を終わります。

それでは決算書ずっと飛んでいただきまして、192ページをお開きください。192ページの実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。歳入総額67億2,564万5千円。歳出総額61億6,775万7千円。歳入歳出差引額が5億5,788万8千円。繰越明許費の繰越額、これは一般財源のみでございますが、647万9千円。実質収支額が5億5,140万9千円。以上で歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

194、195ページをお開きください。財産に関する調書についてご説明申し上げます。これについても決算年度中の増減高のみご説明をさせていただきます。まず194ページの土地でございますが、公共財産その他の施設で1万434.16㎡増となっておりますけれども、これにつきましては野路池改修に伴うための用地、1,754.8㎡、公衆用道路用地として661.6㎡、下水浄化センターの用地として7,988.5㎡、役場第2駐車場進入路用地として29.26㎡、合わせまして1万434.16㎡の増となっております。そのページの木造の建物の欄をご覧ください。公共財産のその他の施設で586.42㎡の減となっておりますが、これは日の出保育所の建物でございます。その下に、建物で300㎡の減となっておりますが、広田の築地公舎の建物でございます。合わせまして886.42㎡の減となっております。195ページをお開きください。非木造の欄でございますけれども、その他の行政機関のその他の施設で154.22㎡の増となっておりますが、総津地区の農業集落排水施設の建物でございます。次に199ページをお開きください。2.物品でございますけれども、消防車のポンプ積載車で2台の減となっておりますが、広田地区の中野川の分と、消防署が保有しておったものが減となっております。消防の可搬動力ポンプで1台の減となっておりますが、これは中野川のポンプでございます。以上で財産に関する調書について説明を終わります。次のページをお開きください。3.基金についてご説明を申し上げます。基金につきましては、3月31日現在と出納整理期間を含めました5月31日現在の2つのものを載せておりますけれども、201ページの5月31日現在の基金状況についてご説明を申し上げます。これについても決算年度中の増減額のみご説明をいたします。財政調整基金で3億46万6,678円の増、減債基金で1万8,189円の増、ふるさと水と土保全基金が4,069円の増、まごころ基金で776万2,007円の減となっておりますが、これにつきましては福祉基金にまとめたものでございます。福祉基金606万9,040円の増、

とべの館運営基金736万762円の増、とべ温泉運営基金3,376円の増、梅野奨学基金297万8千円の減、土地開発基金の現金で8万4,089円の増、浄化槽保守点検事業運営基金で432円の増、浄化槽町有施設管理基金で1万1,322円の増となっております。基金合計合わせまして年度末残高が、18億4,506万5,875円となっております。昨年度より3億300万円程度多くなっております。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 認定第2号平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、別添平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。それではお手元の決算書（2）の方を見ていただきたいと思います。まず事業勘定の分からご説明申し上げます。2ページ、3ページでございますが、まず歳入につきましてご説明申し上げます。この国保会計につきましては、保険給付費につきましては基本的に50%が国の負担が34%、国の補助が9%、県の補助が7%で成り立っております。残り50%につきましては保険税約23%でございますが、その他繰入金といたしまして、国県の負担金及び地方交付税や町費等でございます。それでは款項に沿いましてご説明申し上げます。まず1款国民健康保険税でございますが、収入済額が5億1,046万2,535円ございまして、調定額に対しまして80.8%でございます。不納欠損額は654万1,657円ございまして1%でございます。件数が98件でございます。収入未済額につきましては1億1,516万8,041円で、18.2%でございます。458世帯の未済でございます。続きまして2款でございますが、使用料及び手数料6万6,800円、督促の手数料でございます。3款国庫支出金でございますが、先ほどご説明申し上げました分でございますが、6億1,468万9,309円でございます。国庫負担金、国庫補助金でございます。続きまして4款の療養給付費等交付金についてですが、5億4,253万6,270円。5款県支出金1億248万240円ございまして、県の負担金及び補助金でございます。6款共同事業交付金でございますが1億306万4,510円、共同事業の交付金でございます。7款財産収入29万5,433円。8款繰入金1億3,411万3,285円、他会計からの繰入金でございます。9款繰越金1億5,731万7,772円、前年度からの繰越でございます。10款諸収入149万6,687円、延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入でございます。歳入合計収入済額21億6,652万2,841円。不納欠損額654万1,657円。収入未済額1億1,516万8,041円でございます。続きまして、次のページ歳出でございますが、1款の総務費でございますが、1,180万7,935円の支出済額でございます。総務管理費、徴税费等でございます。2款保険給付費13億5,096万5,895円、療養諸費、高額療養費、出産育児一時諸費、葬祭諸費でございます。

出産育児諸費につきましては33件、葬祭諸費につきましては146件でございます。次に3款の老人保健拠出金でございますが4億3,114万7,624円。4款介護納付金でございますが1億3,148万372円。5款共同事業拠出金でございますが1億3,873万1,388円。6款保健事業費757万5,697円。7款公債費はございません。8款諸支出金でございますが、709万9,200円、償還金及び還付加算金、繰出金でございます。予備費はございません。歳出合計20億7,880万8,111円でございます。それでは実質収支に関する調書をご説明申し上げます。32ページをお願いします。歳入総額21億6,652万3千円。歳出総額20億7,880万8千円。歳入歳出差引額8,771万5千円です。実質収支額8,771万5千円でございます。

続きまして、直営診療施設勘定につきましてご説明申し上げます。次に34、35ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款診療収入でございますが、8,534万9,131円。入院収入、外来収入が延べ9,139人。歯科診療収入が646人、その他診療収入といたしまして検査、予防接種等でございます。次に3款使用料及び手数料ですが、40万3,280円。8款繰入金3,040万4千円、他会計からの繰入金と事業勘定からの繰入金でございます。9款繰越金577万2,753円。10款諸収入10万2,455円。歳入合計1億2,203万1,619円でございます。続きまして次のページ歳出でございますが、1款総務費支出済額は6,296万605円。2款の医業費でございますが、5,510万3,168円。歳出合計1億1,806万3,773円でございます。それでは56ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億2,203万2千円。歳出総額1億1,806万4千円でございます。歳入歳出差引額396万8千円。実質収支額396万8千円でございます。

続きまして、認定第3号平成18年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましご説明を申し上げます。地方自治法第233条第3項の規定により、別添平成18年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成19年9月7日提出。砥部町長中村剛志。それでは58、59ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、ここにつきまして、総医療費につきましては、1割がご本人負担でございますが、一部所得の高い方は、3割負担の方もいらっしゃいます。残り9割でございますが、この9割のうち50%につきましては支払基金から入ってまいります。残り50%につきましては国の方から6分の4、県が6分の1、町が6分の1となっております。それでは款項で説明させていただきます。1款の支払基金交付金でございますが11億1,398万4,878円、支払基金からの交付金でございます。2款国庫支出金でございますが、6億1,768万3,238円、国庫負担金及び国庫補助金でございます。3款県支出金1億5,555万82円。県の負担金でございます。4款繰入金1億6,199万4,463円、一般会計からの繰入金でございます。5款繰越金はございません。6款諸収入85万9,574円。歳入合計20億5,007万2,235円でございます。続きまして、

次のページで歳出でございますが、1款総務費509万5,317円でございます。総務管理費、趣旨普及費でございます。2款医療諸費20億4,373万5,291円、先ほど申し上げた分でございます、医療給付費6万2,785件でございます。公債費はございません。4款諸支出金124万1,627円。歳出合計20億5,007万2,235円でございます。76ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが歳入総額20億5,007万2千円。歳出総額20億5,007万2千円。歳入歳出差引額0、実質収支額0。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 大西生きがい推進課長

○生きがい推進課長（大西潤） 認定第4号平成18年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。78ページをご覧ください。歳入でございます。収入済額の欄をご覧ください。1款介護保険料2億6,337万6,900円。これは第1号被保険者の65歳以上の方の保険料でございます。2款使用料及び手数料1万7,600円。これは保険料督促の手数料で滞納者の負担分でございます。3款国庫支出金3億6,335万7,816円。国の負担金と補助金でございます。4款支払基金交付金4億2,313万円。第2号被保険者45歳から64歳までの保険料で支払い基金からの交付金でございます。5款県支出金2億464万7,498円。県の負担金と補助金、そして介護事務の委託金でございます。6款財産収入1,961円。介護保険事業運営基金の預金利子でございます。7款繰入金2億259万8,513円。町の負担金等で一般会計と運営基金からの繰入金でございます。8款繰越金522万9,334円。17年度からの繰越金でございます。諸収入16万3,218円。雑入等でございます。歳入合計14億6,252万2,840円でございます。次のページをご覧ください。歳出でございます。支出済額の欄をご覧ください。総務費2,292万8,106円。これは、介護保険事業に要する事務費と伊予地区介護認定審査会共同設置の負担金等でございます。2款保険給付費13億6,046万1,095円。これは利用者に対する介護サービス等給付費及び介護予防サービス等の給付費等でございます。4款地域支援事業費1,918万1,310円。介護予防事業費及び包括的支援事業費等でございます。5款基金積立金900万1,833円。介護保険事業運営基金の積立金でございます。6款公債費これにつきましては一時借入金を必要としなかったためございません。7款諸支出金797万4,797円。地域支援事業交付金等の超過交付分の返還金でございます。歳出合計14億1,954万7,141円。下をご覧ください。歳入歳出差引残額4,297万5,699円。翌年度繰越額4,297万5,699円。114ページをご覧ください。実質収支に関する調書。歳入総額14億6,252万3千円。歳出総額14億1,954万7千円。歳入歳出差引額4,297万6千円。実質収支額4,297万6千円。続きまして財産に関する調書。介護保険事業の運営基金でございます。決算年度末現在高が898万3,869円となっております。

続きまして116ページをお開きください。介護サービス事業勘定についてご説明

申し上げます。歳入でございます。収入済額の欄をご覧ください。介護サービス収入2,321万8,410円。これは国保連合会からの納入される居宅介護サービス費と利用者の負担分でございます。2款繰入金376万8,919円。これは一般会計からの繰入金でございます。3款繰越金131万9,071円。17年度からの繰越金でございます。4款諸収入はございません。歳入合計2,830万6,400円。次のページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。支出済額の欄をご覧ください。総務費1万1,400円。これは需用費で決算書の印刷製本費の割当金でございます。2款サービス事業費2,829万5千円。社会福祉法人広寿会への委託料でございます。歳出合計は2,830万6,400円でございます。下をご覧ください。歳入歳出差引残額及び翌年度繰越額はございません。128ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2,830万6千円。歳出総額2,830万6千円。歳入歳出差引額0。実質収支額0でございます。以上で認定第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは認定第5号についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。それでは130、131ページ歳入について、収入済額についてご説明いたします。1款売店収入3,892万1,875円の収入済額となっておりまして、700万円の増額となっております。この要因は動物園の指定管理者制度等によります観光客の増加があったものでございます。2款繰越金729万795円。諸収入18万4,512円。財産収入6万9,967円。合計4,646万7,149円でございます。続きまして132、133ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1款の館運営費でございますが3,135万8,139円でございます。これの主なものは賄材料費、仕入れ商品でございます。2款については諸支出金736万762円前年度の繰越金でございます。歳出合計が3,871万8,901円となっております。翌年度への繰越額は774万8,248円となっております。それでは142ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額4,646万7千円。歳出総額3,871万9千円。差引774万8千円となっております。

続きまして、認定第6号について説明申し上げます。平成18年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。144、145ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。第1款事業収入でございますが、4,473万4,829円でございます。2款繰越金につきましては651万1,978円でございます。諸収入については1万2,657円。それから財産収入につきましては3,376円でございます。歳入合計は5,126万2,840円となっております。続きまして146、147ページをお願いいたします。歳出について第1款の温泉運営費でございますが、4,380万6,614円でございます。主なものは

先ほどと同じように賄い材料費、売店での仕入れと臨時職員17名分でございます。諸支出金3,376円。歳出合計4,380万9,990円でございます。翌年度への繰越額745万2,850円でございます。

158ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額5,126万3千円。歳出総額4,381万円。歳入歳出差引額745万3千円でございます。実質収支額につきましても745万3千円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） それでは認定第7号平成18年度梅野奨学資金特別会計についてご説明申し上げます。160、161ページをお願いいたします。歳入でございます。収入済額でご説明申し上げます。1款財産運用収入でございますが、1万7,422円、これは預金利子でございます。2款繰入金297万8千円。基金からの繰入金でございます。3款繰越金4万1,670円。前年度からの繰越金でございます。収入合計が303万7,092円でございます。次のページ162、163ページをお願いいたします。歳出でございます。1款奨学費293万3,800円でございます。これは5名の入学一時金と14名への給付金でございます。支出済額として合計293万3,800円でございます。170ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額303万7千円。歳出総額293万4千円。歳入歳出差引額10万3千円。実質収支額10万3千円でございます。

続きまして、認定第8号平成18年度砥部町奨学資金特別会計につきましてご説明申し上げます。172ページ、173ページをお願いいたします。歳入でございます。1款財産運用収入で893円。預金利子でございます。繰入金100万円。基金からの繰入でございます。3款繰越金64万2,242円。前年度からの繰越でございます。4款貸付金元利収入で271万500円。これは27名の方からの貸付けた額に対する償還金でございます。収入済額435万3,635円。次のページ174、175ページをお願いいたします。歳出1款奨学費318万円。これは高校生4名、大学生6名、計10名への貸付金でございます。歳出の合計額318万円。続きまして182ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額435万4千円、歳出総額318万円。歳入歳出差引額117万4千円、実質収支額117万4千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 認定第9号平成18年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。決算書（2）の184、185ページをお願いいたします。予算現額12億3,867万3,030円に対しまして、歳入でございますが、収入済額12億3,688万2,566円でございます。土地取得特別会計は下水道の処理場用地を17、18年度と2カ年で購入しております。18年度につきましましては、17年度分の繰越という形で事業を行っておりますが、その分土地

を購入するための町債7億5,377万5,355円これらが主な収入となっております。また18年度から4カ年をかけて下水道の方に、その取得した用地を売却いたします。その売却収入が財産収入1款のところでございますが3億8,660万2,383円ということで表れております。次に歳出でございますが、186、187ページをお願いいたします。支出済額ですが12億3,676万1,813円。17年度からの繰越分として公共用地、下水道処理場用地を購入した分が1款のところございまして、8億5,015万9,430円でございます。それから下水道に渡しました財産収入を元に公債費の償還を行いました。3款のところでございますが3億8,651万8,294円でございます。合計12億3,676万1,813円でございます。その下の所でございますが、歳入歳出差引額が12万753円。翌年度へ繰越す額が同額でございます。この額がそのまま実質収支額として表れてまいります。以上、語審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 認定第10号平成18年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書（2）の200、201ページをお願いいたします。まず歳入でございますが1款国庫支出金収入済額が2億9,366万5千円でございます。2款繰入金1億1,834万5千円。3款町債が3億6,740万円。4款繰越金が957万6,091円。5款諸収入が7万8,137円で、収入済額が7億8,906万4,228円でございます。次に202、203ページ歳出の方をお願いいたします。1款公共下水道事業費でございますが、支出済額7億7,172万7,132円でございます。これは人件費それと17年度から繰越しをいたしました浄化センター並びに管渠の測量設計そして18年度に実施をいたしました浄化センターの詳細設計並びに造成工事。それと先ほど報告のございました土地取得特別会計で先行してございました用地を下水道特別会計が4カ年で買い戻す予定でございまして18年度分の用地の購入費が主なものでございます。翌年度繰越額が3億1,400万円ございまして、これは第1工区と第2工区の工事費と管渠の詳細設計委託料、事務費の繰越額でございます。2款公債費159万5,837円ございまして、歳出合計が7億7,332万2,969円。翌年度繰越額が3億1,400万円。不用額が629万3,031円となっております。214ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が7億8,906万4千円。歳出総額が7億7,332万3千円。歳入歳出差引額が1,574万1千円。繰越明許繰越額が955万円、実質収支額が619万1千円となっております。

続きまして、認定第11号平成18年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の216、217ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款使用料及び手数料285万3,480円。3款国庫支出金5,151万円。4款県支出金1,530万円。5款繰入金5,316万円。6款繰越金414万4,098円。7款諸収入4,371円。8款町債2,670万円で、収入済額が1億5,367万1,949円でございます。次に218、219

ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款事業費で支出済額1億3,738万3,265円でございます。これは広田地区の処理施設の維持費と総津地区の処理場と管渠の工事費が主なものでございます。2款の公債費ですが1,194万3,999円、起債の元利償還金でございます。歳出合計が支出済額1億4,932万7,264円。不用額が220万9,736円となっております。230ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億5,367万2千円。歳出総額1億4,932万7千円。歳入歳出差引額434万5千円。実質収支額434万5千円となっております。以上で認定10並びに11の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 認定第12号平成18年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明をさせていただきます。決算書232、233ページをご覧ください。歳入でございますが、1款事業収入は収入済額9,120万2,150円で、調定額に対する徴収率は、99.72%となっております。2款使用料及び手数料収入済額4万3,500円は督促手数料でございます。3款財産収入、収入済額1万1,754円は基金預金利子でございます。4款繰入金は収入済額0円でございます。5款繰越金収入済額5,128万795円は、前年度からの繰越金でございます。6款諸収入、収入済額323万1,667円は預金利子2万9,667円と雑入320万2千円で、これは保守点検時の交換部品代が主なものでございます。以上、歳入合計が予算額1億15万9千円、調定額1億4,602万1,966円、収入済額1億4,576万9,866円、収入未済額が25万2,100円でございます。続きまして、決算書234、235ページをご覧ください。歳出でございますが、1款浄化槽点検管理費支出済額8,683万3,338円は、職員8名の人件費と事務費、浄化槽の保守点検経費、町有施設の管理経費でございます。2款諸支出金、支出済額1万1,754円は基金の預金利子を積み立てたものでございます。3款予備費は支出済額0円でございます。以上歳出合計が予算額1億15万9千円、支出済額8,684万5,092円、不用額1,331万3,908円でございます。最後に248ページをご覧ください。浄化槽特別会計の実質収支に関する調書でございますが、1. 歳入総額が1億4,577万円。2. 歳出総額8,684万5千円。3. 歳入歳出差引額が5,892万5千円。5. 実質収支額も5,892万5千円でございます。以上で認定第12号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗林政伸） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 認定第13号平成18年度砥部町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。決算書の1ページをお開けください。収益的収入及び支出のうち、まず収入の方でございますが、第1款上水道事業収益の決算額は3億2,663万236円。内訳といたしまして、第1項営業収益で主に給水収益でございます。3億2,220万9,500円。次に第2項営業外収益でございますが、決算額は44



2万736円。主に新規加入金でございます。第2款簡易水道事業収益の決算額は915万610円。主に給水収益でございます。以上、収入の決算額が3億3,578万846円でございます。

続きまして2ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道事業費用の決算額は、3億489万1,792円。内訳でございますが、第1項営業費用の決算額が2億4,267万434円でございます。水源地、配水地の施設管理費並びに人件費、減価償却等でございます。第2項営業外費用の決算額は6,202万817円。これは企業債利息並びに消費税でございます。第3項特別損失の20万541円は、15名分の不納欠損でございます。続きまして、第2款簡易水道事業費用の決算額は1,209万7,723円。内訳といたしまして第1項営業費用の決算額が981万3,840円、これは施設の維持管理経費でございます。第2項営業外費用の228万3,883円は企業債の支払利息でございます。以上支出の決算額は、3億1,698万9,515円でございます。続きまして3ページの資本的収入及び支出のうち収入の方からご説明させていただきます。第1款上水道資本的収入の決算額は151万4,368円、内訳といたしまして第1項負担金の105万7千円は、消火栓の新設改良に伴う一般会計からの負担金でございます。第2項工事負担金の45万7,368円は取替工事の負担金でございます。続きまして、4ページをお願いいたします。支出でございますが、第1款上水道資本的支出の決算額は1億925万8,627円。内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は2,228万9,850円でございます。これは人件費並びに広瀬・千足地区の配水管敷設替工事等の費用でございます。第2項企業債償還金は8,696万8,777円でございます。次に第2款簡易水道資本的支出の決算額は2,191万5,565円。内訳としまして、建設改良費の決算額は1,892万350円でございます。総津ポンプ場築造工事のほか、県道総津中野川線の配水管敷設替工事の費用でございます。第2項企業債償還金は299万5,215円。以上支出の合計は1億3,117万4,192円でございます。ここで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,966万円につきましては、資本的収支調整額138万3千円、減債積立金とりくずし額1千万円、建設改良積立金とりくずし額1千万円、過年度分損益勘定留保資金1億827万7千円で補填したところでございます。続きまして5ページの損益計算でございますが、下から3段目に18年度の純利益は1,719万6,884円でございます。最後に当年度未処分利益剰余金1,728万6,989となっております。使用料収入の減少が見込まれておりますなか、一層の経費節減に努めて、健全経営に取り組んでまいりたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） ここで決算審査の報告を山本監査委員が行います。山本監査委員。

○監査委員（山本典男） 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成18年度砥部町の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算

及び定額資金運用基金運用状況調書について、大西容介監査委員とともに、去る8月21日、22日、23日の3日間審査を実施しました。審査にあたっては、歳入歳出決算書と関係帳簿・証書類の照合確認を行い、各担当課長より予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を求め、予算執行状況の適否について審査しました。審査の結果、各会計の決算は、いずれも計数的には正確であり、適性妥当であると認められました。また、定額資金運用基金運用状況については、目的に添って適正かつ効率的に運用され、正確であると認められました。

しかし、普通会計の財政指標では公債費比率が16.9%、経常収支比率が88.6%と標準値より高い数値であり、財政の弾力性が失われつつあり、硬直化が進んでいるということが見受けられます。また、公共下水道の事業開始により、起債の残高も膨らんでいることから、行財政改革を一段と進め、財政運営にあたってはなお一層の効率的・効果的な展開を図られたいと思います。

水道企業会計においては、第7次拡張事業等で借り入れた企業債の償還費用負担が増加するとともに、大口利用者の節水による収益が減少傾向にあり、引き続き経営の合理化に努力するとともに、渇水に備え新たな水源の確保について調査研究に努められたい。また広田地区の簡易水道の有収率の向上に努められたい。なお、その他の詳細につきましては、審査意見書によって、手元にあります審査意見書によってご了承をいただきたいと存じます。これで、審査の報告を終わります。

○議長（栗林政伸） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。ここで、しばらく休憩します。この時間を利用して14時25分から全員協議会を開催します。

午後 2時10分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長（栗林政伸） 再開します。おはかりします。認定第1号から認定第13号までの平成18年度歳入歳出決算認定に関する13件については、委員会条例第6条の規定により、監査委員を除く、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第13号までの13件については、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。委員会の審査報告は、12月定例会において、委員長よりお願いします。おはかりします。ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、山口元之君、政岡洋三郎君、西岡章一君、土居美智子君、中村茂君、西

村良彰君、井上洋一君、樋口泰幸君、栗林政伸君、土居英昭君、宮内光久君、大野和博君、中島博志君、田室博志君、平岡文男君、玉井啓補君、三谷喜好君。以上、17人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました17人の方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。ここで、しばらく休憩します。決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。再開は25分です。

午後 3時20分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長（栗林政伸） 再開します。互選結果の報告をします。休憩中に決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に田室博志君、副委員長に政岡洋三郎君が互選された旨の報告がありました。今後、ご協力のほどよろしくお願いします。以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会します。

午後 3時28分 散会

平成19年第3回定例会（第3日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                     |                                                                         |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                             | 平成19年9月14日                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                     |                                                                         |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                     |                                                                         |
| 開 会                               | 平成19年9月14日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                      |                                                                                                                                                     |                                                                         |
| 応招議員                              | 1 番 山口元之<br>4 番 土居美智子<br>7 番 井上洋一<br>10 番 土居英昭<br>13 番 中島博志<br>16 番 山本典男                                                                                     | 2 番 政岡洋三郎<br>5 番 中村 茂<br>8 番 樋口泰幸<br>11 番 宮内光久<br>14 番 田室博志<br>17 番 玉井啓補                                                                            | 3 番 西岡章一<br>6 番 西村良彰<br>9 番 栗林政伸<br>12 番 大野和博<br>15 番 平岡文男<br>18 番 三谷喜好 |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                     |                                                                         |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                               |                                                                                                                                                     |                                                                         |
| 欠席議員                              |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                     |                                                                         |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 中村 剛志<br>収入役 佐川 秀紀<br>総務課長 明賀 徹<br>企画課長 上岡 洋一<br>税務課長 武智 充吉<br>民生こども課長 正岡 修平<br>健康づくり課長 相原 宜紀<br>生涯学習課長 大野 哲郎<br>商工観光課長 相田由紀夫<br>建設課長 萬代 喜正<br>水道課長 辻 充則 | 副町長 柳田 稜<br>教育長 佐野 弘明<br>広田支所長 丸本 正和<br>監理財政課長 松下 行吉<br>住民サービス課長 藤田 正純<br>生きがい推進課長 大西 潤<br>学校教育課長 松村 昇二<br>環境保全課長 日浦 昭二<br>農林課長 西崎 悟<br>下水道課長 東岡 秀樹 |                                                                         |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                               |                                                                                                                                                     |                                                                         |

平成19年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

- 日程第1 議案第81号 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第2 議案第82号 砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第83号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第4 議案第84号 平成19年度砥部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第85号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第86号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第87号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第88号 平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第89号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 請願第3号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について
- 日程第11 請願第4号 WTO・FTA交渉等に関する請願について
- 日程第12 陳情第3号 「非核法」制定に関する要請について
- 日程第13 議員派遣の件について
- 追加日程第1 発議第3号 地方の道路整備財源の確保に関する意見書提出について
- 追加日程第2 発議第4号 WTO・FTA交渉等に関する意見書提出について

平成19年第2回砥部町議会定例会

平成19年9月14日（金）

午前9時30分開会

○議長（栗林政伸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第81号 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第1 議案第81号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る9月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第81号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第81号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、平成18年12月12日午前9時45分頃、中央公民館前の国道33号線において、公用車と軽二輪車が衝突し、相手方に損害を与えたもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるものであります。ちなみに地方自治法第96条といたしますのは、議会の議決に係る権限の条例でありまして、普通地方自治公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないというものでございます。その中の1号から15号まであるんですが、その中の12号においては和解、調停という項目がありましてこの和解にあたります。また13号において法律上その義務に係る損害賠償を定めると、こういうことになっておりますので、96条の補足になりますけれども、そういう自治法でございます。

よって、議案第81号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第81号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 1 号交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、委員長報告のとおり可決されました。



## 日程第 2 議案第 8 2 号 砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 2 議案第 8 2 号砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る 9 月 7 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 8 2 号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中「郵便貯金」を削り、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改正を行うものであります。

よって、議案第 8 2 号は、必要な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

議案第 8 2 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 2 号砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第 3 議案第 8 3 号 砥部町保育所条例の一部改正について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第 3 議案第 8 3 号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(土居美智子) ご報告申し上げます。去る 9 月 7 日の本会議にお

きまして、厚生常任委員会に付託されました議案第83号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第83号砥部町保育所条例の一部改正は、私立認定保育所における保育の実施に係る児童及び保護者については、本町保育所条例中、入所に関する規定、保育料に関する規定、入所の取り消しに関する規定の適用を除外するもので必要な事項を改正するものであります。なお、私立認定保育所は現在のところ県下で松山市に一つあるということでございます。

よって、議案第83号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第83号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第83号砥部町保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第84号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第85号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第86号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第87号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第88号 平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第89号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第4 議案第84号から日程第9 議案第89号までの平成19年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る9月7日の本会議に



おきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第84号・87号・88号・89号の補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第84号一般会計補正予算第2号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、農業費では、鳥獣害防止対策総合支援事業補助金37万8千円、果樹産地体質強化促進事業費補助金84万2千円、中山間地域等直接支払交付金33万4千円を、林業費では、大角蔵治山事業工事費120万8千円、えひめ農林水産物ブランドづくり推進事業補助金73万円、建設機械運転手臨時雇賃金156万円を、商工費では、陶街道53次しらべ帖改訂版作成費150万円、伝統産業会館自動扉修繕費39万6千円を、道路橋梁費では、高尾田交差点改良測量調査設計委託料400万円を、都市計画費では、公共下水道費特別会計への繰出金365万8千円を、その他、人事異動に伴う人件費補正をするものです。

次に、議案第87号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、人事異動による人件費365万8千円を補正するもので、財源は一般会計繰入金で賄っています。

次に、議案第88号平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）については、職員手当等の増による人件費47万8千円を補正するもので、財源は繰越金で賄っています。

次に、議案89号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算(第2号)については、上水道で麻生、大谷、川井、総合公園の配水池緊急遮断弁点検委託料46万8千円及び人事異動による人件費366万1千円を補正するものです。

よって、議案第84号・87号・88号・89号の4件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 土居厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（土居美智子） ご報告申し上げます。去る9月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第84号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、社会福祉費では、オストメイト対応トイレ整備工事費82万9千円、自立支援医療給付事業528万6千円、老人福祉センターマッサージ機購入費39万7千円を、保健衛生費では、妊婦健康診断委託料94万5千円を、その他人事異動に伴う人件費が補正されています。なお、オストメイト対応トイレと申しますのは、人口肛門、人口膀胱の方たちが補装具の処理を出来るようになっておる、補装具というのはパウチと呼ばれる袋なんですけれど、それも一緒に処理が出来るというトイレでございます。また、妊婦健康診断委託料といいますのは、ただいま2回の検診があるんですけれども、それを5回に増やすというものでございます。

次に、議案第85号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の施設勘定については、職員手当等の増による人件費54万5千円を補正するも

のであり、財源は、繰越金で賄っております。

次に、議案第86号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の保険事業勘定では、地域支援事業費の見直しによる組み替えを行うものと、前年度精算金による介護保険事業運営基金積立金2,504万円、前年度国庫給付費負担金返還金及び支払基金地域支援事業費交付金返還金2,188万3千円を補正するもので、財源は支払基金交付金及び繰越金で賄っています。

以上、議案第84号、85号及び86号の3議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る9月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第84号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第84号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、一般管理費では、人事評価職員研修及び職員採用試験委託料53万6千円を、財産管理費では、議場放送設備等庁舎改修事業費1,730万4千円を、教育費では、土地表示登記委託料52万5千円、山村留学センター食器消毒保管庫購入費30万6千円、小・中学校及び総合公園体育館などにAEDを設置する費用375万4千円、小・中・幼稚園施設の修繕料220万2千円、武道館屋根及びひさし修繕料96万6千円を、公債費では、繰上げ償還金889万9千円を、諸支出金では、減債基金積立金353万円を、その他、各項目において人事異動に伴う人件費を補正するものとなっております。

歳入については、地方交付税2,821万2千円、国県支出金695万1千円、財産収入1,342万7千円、町債500万円、その他49万7千円を充当しています。また、電話交換機借上げに対する債務負担行為補正及び臨時財政対策債の地方債補正を行っています。以上、議案第84号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第84号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第84号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第84号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第85号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第85号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第85号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第86号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第86号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第86号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第87号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第87号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第87号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第88号平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第88号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第88号平成19年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。議案第89号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

議案第89号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議案第89号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 請願第3号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 日程第10 請願第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（井上洋一） ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、国政レベルの問題であり、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（栗林政伸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、請願第3号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、不採択とすることに決定しました。

日程第11 請願第4号 WTO・FTA交渉等に関する請願について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第11 請願第4号WTO・FTA交渉等に関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る9月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました請願第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。WTO・FTA農業交渉の成り行きによっては、日本農業は多大な影響を受けることとなり、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で国際交渉を行う対応は必要なことであります。よって、請願第4号については、採決の結果、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(栗林政伸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(栗林政伸) 討論なしと認めます。

請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(栗林政伸) 異議なしと認めます。よって、請願第4号 WTO・FTA交渉等に関する請願については、採択とすることに決定しました。

日程第12 陳情第3号 「非核法」制定に関する要請について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(栗林政伸) 日程第12 陳情第3号「非核法」制定に関する要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。井上総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(井上洋一) ご報告申し上げます。去る9月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。非核法制定に関する要請については、国政レベルの問題で、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない事項であります。よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(栗林政伸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

陳情第3号の採決を行います。陳情第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号 「非核法」制定に関する要請については、不採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。この時間を利用して全員協議会を開催します。

休憩 午前09時59分

再開 午前10時43分

~~~~~

### 日程第13 議員派遣の件について

○議長（栗林政伸） 再開します。日程第13議員派遣の件についてを議題とします。委員会研修について、委員長の説明を求めます。樋口議会運営委員長。

○議会運営委員長（樋口泰幸） 議会運営委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。今現在、各地域の議会におかれましては委員会発議、議員発議、議会発議などが行われるように、行政、住民との対応がなされているところが多くなっております。10月24日から26日の3日間、議会における政策提言が活発に行われることを目的に設置されている「政策討論会」の調査のため、大分県臼杵市ほか委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） 産業建設常任委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。森林コンサルティング業務及び現業職員制度等について、調査研究のため11月20から22日まで京都府南丹市日吉町森林組合ほかで委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 議員派遣の件については、砥部町議会会議規則第119条の規定により、派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。ただ今、産業建設常任委員会から発議第3号及び発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。発議第3号及び発議第4号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。



追加日程第1 発議第3号 地方の道路整備財源の確保に関する意見書提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（栗林政伸） 追加日程第1発議第3号地方の道路整備財源の確保に関する意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） 地方の道路整備財源の確保に関する意見書提出について上記の議案を別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成19年9月14日提出。砥部町議会議長栗林政伸殿。提出者砥部町産業建設常任委員長中島博志。提案理由。国においては、道路特定財源の見直しの中で、平成19年度予算において1,806億円が一般財源化されたところであり、さらに、制度そのものを抜本的に見直す議論がされている。全国に比べ道路整備の立ち遅れている地方にとっては、今後とも地方の現状と特定財源の有効活用を訴え、道路整備を着実に推進していくよう求めていくことが重要であるため、道路特定財源の確保を要望する意見書を提出する。

地方の道路整備財源の確保に関する意見書。道路は、人や物の流れを支え、経済、社会活動の根幹となる重要な社会資本であり、また、納税者である国民の誰もが沿道の住民であり、かつ、利用者であり、受益者であるという、最も生活に密着した社会資本である。特に、平成の市町村合併により、平成17年1月1日に旧砥部町と旧広田村が合併して誕生した砥部町においては、人と人との交流、住民生活及び経済の発展において、道路網の整備は、最重要の課題であり、高齢化の進展が著しい地域においては、道路整備の遅れが地域コミュニティーの崩壊をも招きかねず、そこに暮らす人々が活力に満ち、安全で安心して快適な生活が送れる地域社会を実現するためには、高規格幹線道路から町道に至る道路網の整備が必要不可欠である。こうした中、国においては、道路特定財源の見直しの中で、19年度予算においては、1,806億円が一般財源化されたところであり、さらには、今年度末に道路特定財源制度そのものを抜本的に見直すものと聞いており、道路整備が遅れている愛媛県のような地方にとって、大都市圏との格差の拡大や地方発展の大きな阻害要因になる可能性もあり、到底容認できるものではない。よって、国においては、地方に住む者の声や道路整備の実情をよく把握し、その重要性、緊急性を十分認識され、道路特定財源については、道路整備の財源として確保し、遅れている地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、地方への重点配分を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月14日愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、衆議院議

長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣。

議員各位におかれましてはご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

発議第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、発議第3号地方の道路整備財源の確保に関する意見書提出については可決されました。



#### 追加日程第2 発議第4号 WTO・FTA交渉等に関する意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（栗林政伸） 追加日程第2 発議第4号WTO・FTA交渉等に関する意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。中島産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中島博志） WTO・FTA交渉等に関する意見書提出について上記の議案を別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成19年9月14日提出。砥部町議会議長栗林政伸殿。提出者砥部町産業建設常任委員長中島博志。提案理由。WTO交渉の進展が見られない中、2国間によるFTAやEPAの動きが加速している状況にある。特に、オーストラリアとのFTA・EPAの交渉いかんでは、日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念される。このため、WTO・FTAなどにおける農業分野の交渉にあたって、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応するよう意見書を提出する。

WTO・FTA交渉等に関する意見書。WTO（世界貿易機関）交渉の進展が見られない中、2国間によるFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の動きが加速している状況にある。特に、昨年12月、政府は、オーストラリアとのFTA・EPA締結に向けて交渉に入ることによって合意したことから、交渉結果いかんでは、日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念される。農産物輸出大国のオーストラリアからの輸入農産物は、牛乳や乳製品、小麦、砂糖など、大半が日本にとって高関税で守られた重要品目である。農林水産省の試算によると、これら4品目の関税が撤廃された場合、国内生産が約8千億円減少し、関連産業を含めると被害は甚大としている。オ



一オーストラリアとの間で協定締結となれば、アメリカ・カナダにも同様に市場開放せざるを得ないこととなり、日本農業は壊滅しかねない。このため、WTO・FTAなどにおける農業分野の交渉にあたって、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応するよう、下記のとおり要請する。1. WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながるものがないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給能力の向上を要求し、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう毅然とした姿勢で対応すること。2. FTA・EPA交渉にあたっては、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした対応をすること。特に日豪FTA交渉では、農産物の関税撤廃とならないよう確固たる態度で対応すること。3. WTO・FTA・EPA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月14日愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

議員各位におかれましてはご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗林政伸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（栗林政伸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（栗林政伸） 討論なしと認めます。

発議第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、発議第4号WTO・FTA交渉等に関する意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心にご審議をいただき、全議案をご議決ご承認くださいましたことに、心から感

謝を申し上げます。さて、先日は安倍総理の突然の辞任表明に、皆さんも驚かされたことと思います。衆参ねじれ現象もあり、政治の行方は不透明であります。しかし、政治の空白を避けるため24日には新総裁が誕生の予定でございます。新総裁、総理には国民の期待に応えられる日本丸の舵取りをお願いしたいと思っております。今、地方は大都市圏と比べ、産業経済はもとより、生活や文化までもが疲弊した状況にあります。そして中央と地方の格差はますます拡大しているという思いがしてなりません。また、地方には道路も下水道も贅沢品であるという風潮があります。世界第2位の経済大国である我国において最低限の文化的な生活基盤として道路と公共下水道は必要なものであります。こうした声を、各首長が連携しながら積極的に国に対して届けていくことが重要だと思っております。どうか議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、これから収穫の秋、実りの秋に向かいますが、まだまだ日中は残暑を感じます。議員の皆様にはくれぐれもお身体ご自愛の上、町政の進展、地域発展にご尽力、ご活躍賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） 以上をもって、平成19年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

発議第3号

地方の道路整備財源の確保に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成19年9月14日 提出

砥部町議会議長 栗林 政伸 殿

提出者 砥部町産業建設常任委員長 中島 博志

提案理由

国においては、道路特定財源の見直しの中で、平成19年度予算において1,806億円が一般財源化されたところであり、さらに、制度そのものを抜本的に見直す議論がされている。全国に比べ道路整備の立ち遅れている地方にとっては、今後とも地方の現状と特定財源の有効活用を訴え、道路整備を着実に推進していくよう求めていくことが重要であるため、道路特定財源の確保を要望する意見書を提出する。

## 地方の道路整備財源の確保に関する意見書

道路は、人や物の流れを支え、経済、社会活動の根幹となる重要な社会資本であり、また、納税者である国民の誰もが沿道の住民であり、かつ、利用者であり、受益者であるという、最も生活に密着した社会資本である。

特に、平成の市町村合併により、平成17年1月1日に旧砥部町と旧広田村が合併して誕生した砥部町においては、人と人との交流、住民生活及び経済の発展において、道路網の整備は、最重要の課題であり、高齢化の進展が著しい地域においては、道路整備の遅れが地域コミュニティーの崩壊をも招きかねず、そこに暮らす人々が活力に満ち、安全で安心して快適な生活が送れる地域社会を実現するためには、高規格幹線道路から町道に至る道路網の整備が必要不可欠である。

こうした中、国においては、道路特定財源の見直しの中で、19年度予算においては、1,806億円が一般財源化されたところであり、さらには、今年度末に道路特定財源制度そのものを抜本的に見直すものと聞いており、道路整備が遅れている愛媛県のような地方にとって、大都市圏との格差の拡大や地方発展の大きな阻害要因になる可能性もあり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、地方に住む者の声や道路整備の実情をよく把握し、その重要性、緊急性を十分認識され、道路特定財源については道路整備の財源として確保し、遅れている地方の道路整備を引き続き強力で推進するため、地方への重点配分を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月14日

愛媛県伊予郡砥部町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣  
経済財政政策担当大臣

発議第 4 号

W T O ・ F T A 交渉等に関する意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

平成 1 9 年 9 月 1 4 日 提出

砥部町議会議長 栗林 政伸 殿

提出者 砥部町産業建設常任委員長 中島 博志

提案理由

W T O 交渉の進展が見られない中、2 国間による F T A や E P A の動きが加速している状況にある。特に、オーストラリアとの F T A ・ E P A の交渉いかんでは、日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

このため、W T O ・ F T A などにおける農業分野の交渉にあたって、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応するよう、意見書を提出する。

## W T O ・ F T A 交渉等に関する意見書

W T O（世界貿易機関）交渉の進展が見られない中、2国間によるF T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）の動きが加速している状況にある。

特に、昨年12月、政府は、オーストラリアとのF T A ・ E P A締結に向けて交渉に入ることで合意したことから、交渉結果いかんでは、日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

農産物輸出大国のオーストラリアからの輸入農産物は、牛乳や乳製品、小麦、砂糖など、大半が日本にとって高関税で守られた重要品目である。農林水産省の試算によると、これら4品目の関税が撤廃された場合、国内生産が約8,000億円減少し、関連産業を含めると被害は甚大としている。オーストラリアとの間で協定締結となれば、アメリカ・カナダにも同様に市場開放せざるを得ないこととなり、日本農業は壊滅しかねない。

このため、W T O ・ F T Aなどにおける農業分野の交渉にあたって、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応するよう、下記のとおり要請する。

### 記

1. W T O農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながるものがないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給能力の向上を要求し、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう毅然とした姿勢で対応すること。

2. F T A ・ E P A交渉にあたっては、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした対応をすること。

特に日豪F T A交渉では、農産物の関税撤廃とならないよう確固たる態度で対応すること。

3. W T O ・ F T A ・ E P A交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月14日

愛媛県伊予郡砥部町議会

提 出 先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣